

第246期

定時株主総会招集ご通知



十六銀行

証券コード：8356

開催情報

- 日時** 2021年6月18日（金曜日）
午前10時
（受付開始 午前9時30分）
- 場所** 岐阜市神田町8丁目26番地
十六銀行本店3階会議室

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件
第4号議案 株式移転による完全親会社
設立の件



郵送またはインターネット
等により議決権を行使く
ださいますようお願い申
しあげます。

議決権行使期限

2021年6月17日（木曜日）午後5時15分まで

本年は、ご出席株主さまへの
お土産の配布を取りやめさせ
ていただきます。

新型コロナウイルス感染回避
のため株主総会への**ご来場の
自粛**をお願い申し上げます。

株主のみなさまには、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたびの新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けられたみなさまに、心からお見舞い申し上げます。また、医療関係者のみなさまをはじめ、感染症拡大防止のために日々ご尽力されているみなさまに、深く感謝申し上げます。

当行第246期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

当行は、お客さまと地域に寄り添いながら、長期ビジョンに掲げる「ともに地域の未来を創造し、ともに持続的な成長を遂げる総合金融グループ」を目指して取り組んでまいり所存でございます。

今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2021年5月

取締役頭取 村瀬 幸雄



目次

■ 株主総会招集ご通知	1	■ 計算書類	79
■ 株主総会参考書類	6	■ 連結計算書類	81
添付書類		■ 監査報告書	83
■ 事業報告	52		

招 集 ご 通 知

証券コード8356
2021年5月28日

株主のみなさまへ

岐阜市神田町8丁目26番地

株式会社 **十 六 銀 行**
取締役頭取 村 瀬 幸 雄

第246期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当行第246期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができます。お手数ながら「株主総会参考書類」（6頁～51頁）をご検討くださいまして、「議決権行使についてのご案内」（3頁～5頁）に沿って議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2021年6月18日（金曜日） 午前10時
2. 場 所	岐阜市神田町8丁目26番地 十六銀行本店3階会議室

■ 報告事項

- 第246期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
事業報告および計算書類報告の件
- 第246期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類
監査結果報告の件

3. 目的事項

■ 決議事項

- | | |
|-------|------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役9名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 株式移転による完全親会社設立の件 |

以 上

新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ

- 株主のみなさまの安全のため、特に基礎疾患のある株主さま、妊娠中の株主さまにおかれましては、感染の回避を優先いただくことを強くお勧めします。健康な方におかれましても、自他の感染予防の観点から、ご来場は自粛いただきますようお願いならびにご協力をお願い申し上げます。
- 株主総会の議事は、昨年と同様、例年よりも短時間でを行う予定でございます。
- 株主総会会場入り口にて、サーモグラフィー検温を実施しております。会場内にアルコール消毒液を設置しますので、手指の消毒にご協力ください。
- マスクの着用などご自身および周囲への感染予防の配慮をお願い申し上げます。

ライブ中継のご案内

- 当日の株主総会の模様をライブ中継します。詳細につきましては、同封のご案内をご覧ください。
- なお、当日ライブ中継をご覧になれない方のために、後日、株主総会の模様を配信いたします。
- 事後（オンデマンド）配信につきましては、当行ホームページに掲載いたします。

インターネットによる開示について

下記の事項につきましては、法令および当行定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

- ① 事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、「業務の適正を確保する体制」、「業務の適正を確保する体制の運用状況の概要」、「特定完全子会社に関する事項」および「親会社等との間の取引に関する事項」
- ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
- ③ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」

当行ホームページ

<https://www.juroku.co.jp/>

監査役が監査した事業報告、計算書類および連結計算書類は、本招集ご通知に添付の事業報告、計算書類および連結計算書類のほか、上記①から③までの事項となります。

会計監査人が監査した計算書類および連結計算書類は、本招集ご通知に添付の計算書類および連結計算書類のほか、上記②および③の事項となります。

議決権行使についてのご案内

議決権は、株主のみなさまの大切な権利です。「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会ご出席



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2021年6月18日(金)
午前10時

郵送



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。

行使期限

2021年6月17日(木)
午後5時15分到着

インターネット



当行指定の議決権行使サイト

▶ <https://evote.tr.mufg.jp/>

にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月17日(木)
午後5時15分まで

▶ 詳細は次ページ以降をご覧ください

株主総会へのご出席にあたって

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 株主ではない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。なお、介添が必要な場合には、事前にご連絡（☎0120-300-716）くださればご相談させていただきます。
- 株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を**当行ホームページ** (<https://www.juroku.co.jp/>) に掲載させていただきます。

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォン、携帯電話から、当行の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただき、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。



当行指定の議決権行使サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

▶ アクセス手順は次ページをご覧ください


QRコード読み取り機能を搭載したスマートフォンまたは携帯電話をご利用の場合は、右記QRコードを利用してアクセスすることも可能です。



議決権
行使期限

2021年6月17日(木) 午後5時15分まで

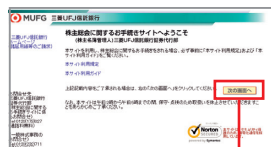
! ご注意

- お送りいたしました議決権行使書記載の「仮パスワード」は、ご行使される方が株主さまご本人であることを確認する手段ですので大切に保管願います。万一パスワードを忘れてたり、紛失された場合には、インターネットによる議決権行使およびすでに行使された内容の変更ができなくなりますのでご注意ください。
- 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。
- インターネットによる議決権行使は、ファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- ご不明な点につきましては、ヘルプデスク（三菱UFJ信託銀行  0120-173-027）へお問い合わせください。

ログインID・パスワードを入力する方法

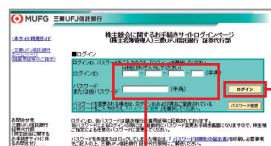
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



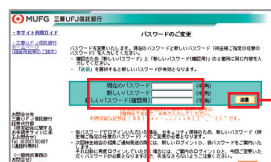
「次の画面へ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」・「仮パスワード」をご入力ください。



ログインID、仮パスワードを入力し、「ログイン」をクリック

3 仮パスワードによるログインの際には、自動的にパスワード変更手続き画面になりますので、株主さま任意のパスワードに変更してください。



新しいパスワードを入力し、「送信」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを読み取る方法

ログインID・パスワード不要!

1 お手持ちのスマートフォン等にて、議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードでの議決権行使は1回に限り可能です。


議決権行使後に行使内容を変更する場合は、PC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

インターネットによる議決権行使について、
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

 0120-173-027

（受付時間 9：00～21：00 通話料無料）

【機関投資家のみなさまへ】

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における議決権行使の方法として、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1 期末配当に関する事項

当行は金融取引を巡るリスクが多様化する中であって財務体質の一層の向上に留意しつつ、安定的な配当を継続して実施することを基本方針としております。

当行の期末配当金につきましては、業績が前期実績を上回ったことに加え、2021年10月を目途に持株会社体制への移行を予定していることなどを踏まえ、株主のみなさまの日頃のご支援にお応えするため、記念配当10円を含めて、次のとおりといたしたいと存じます。

なお、当期の中間配当金につきましては、1株につき35円をお支払いいたしておりますので、当期の年間配当金は1株につき90円となります。

1 配当財産の種類

金銭といたします。

2 配当財産の割当てに関する事項 およびその総額

当行普通株式1株につき金55円（記念配当10円を含みます）といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、2,055,509,060円となります。

3 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月21日といたしたいと存じます。

2 その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保金につきましては、強固な経営体質の構築と競争力の維持向上をはかるため、繰越利益剰余金から別途積立金に積み立てるものであります。

1 増加する剰余金の項目 およびその額

別途積立金	10,000,000,000円
-------	-----------------

2 減少する剰余金の項目 およびその額

繰越利益剰余金	10,000,000,000円
---------	-----------------

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号		氏名	現在の当行における地位等	取締役会への出席状況
1	再任	むら せ ゆき お 村 瀬 幸 雄	取締役頭取	13/13回
2	再任	いけ だ なお き 池 田 直 樹	取締役副頭取	13/13回
3	再任	しら き ゆき やす 白 木 幸 泰	取締役常務執行役員 営業支援本部長	13/13回
4	再任	いし ぐろ あき ひで 石 黒 明 秀	取締役常務執行役員	13/13回
5	再任	み しま しん 三 島 真	取締役常務執行役員	13/13回
6	新任	にい み つとむ 新 実 努	執行役員企業支援部長	—
7	再任	く め ゆう じ 久 米 雄 二	社外取締役 独立役員	13/13回
8	再任	あさ の き く お 浅 野 紀久男	社外取締役 独立役員	13/13回
9	再任	い とう さと こ 伊 藤 聡 子	社外取締役 独立役員	10/10回



生年月日

1956年12月23日

所有する当行の株式の数

11,800株

1

再任

むら せ ゆき お
村 瀬 幸 雄

取締役会への出席状況

13/13回

略歴、地位及び担当

1979年4月 当行入行
1993年6月 同 香港支店長
1994年2月 同 名古屋駅前支店長
1998年4月 同 人事部長
2004年6月 同 常務取締役
2009年6月 同 専務取締役
2013年9月 同 取締役頭取（現任）
（代表取締役）

重要な兼職の状況

岐阜商工会議所会頭

取締役候補者とした理由

当行の取締役頭取を7年務め、経営企画部門、営業支援部門、経営管理部門、業務監査部門等の担当役員を歴任するなど銀行の業務全般を熟知しており、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる資質と実績を有しております。

これまでの豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、当行の持続的成長と中長期的な価値の向上のため、当行の取締役会における意思決定機能および監督機能の実効性強化に貢献できると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

特別の利害関係

村瀬幸雄氏と当行との間に特別の利害関係はありません。



2

再任

いけ だ なお き
池 田 直 樹

取締役会への出席状況

13 / 13回

生年月日

1957年4月4日

所有する当行の株式の数

4,500株

略歴、地位及び担当

1980年4月 当行入行
 2005年4月 同 高山支店長
 2008年6月 同 取締役名古屋支店長
 2012年4月 同 取締役名古屋営業部長
 2013年6月 同 常務取締役事務部長
 2013年9月 同 常務取締役
 2014年6月 同 取締役副頭取（現任）
 （代表取締役）
 （秘書室、経営管理部 担当）

取締役候補者とした理由

当行の取締役副頭取を7年務め、経営企画部門、事務部門、企業支援部門、経営管理部門等の担当役員を歴任するなど銀行の業務全般を熟知しており、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる資質と実績を有しております。

これまでの豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、当行の持続的成長と中長期的な価値の向上のため、当行の取締役会における意思決定機能及び監督機能の実効性強化に貢献できると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

特別の利害関係

池田直樹氏と当行との間に特別の利害関係はありません。



生年月日

1963年1月7日

所有する当行の株式の数

1,261株

3

再任

しら き ゆき やす
白 木 幸 泰

取締役会への出席状況

13 / 13回

略歴、地位及び担当

1985年4月 当行入行
 2010年4月 同 羽島支店長
 2012年3月 同 各務原支店長
 2014年6月 同 執行役員一宮支店長
 2016年6月 同 常務執行役員愛知営業本部長
 2017年6月 同 取締役常務執行役員
 愛知営業本部長
 兼営業統括副本部長
 2019年4月 同 取締役常務執行役員
 営業統括本部長
 2021年4月 同 取締役常務執行役員
 営業支援本部長（現任）
 （営業支援本部、リテール営業部、
 ソリューション営業部、地域創生
 部、愛知営業本部 担当）

取締役候補者とした理由

当行の執行役員に就任以来、営業部門、法人業務及び個人業務の統括に当たってきたほか、主要営業店長、営業支援部門等の担当役員を歴任し業務全般を熟知しており、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる資質と実績を有しております。これまでの豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、当行の持続的成長と中長期的な価値の向上のため、当行の取締役会における意思決定機能及び監督機能の実効性強化に貢献できると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。

特別の利害関係

白木幸泰氏と当行との間に特別の利害関係はありません。



生年月日

1963年9月19日

所有する当行の株式の数

1,211株

4

再任

いし ぐる あき ひで
石 黒 明 秀

取締役会への出席状況

13/13回

略歴、地位及び担当

1987年4月 当行入行
 2009年6月 同 東海支店長
 2011年10月 同 人事部課長
 2014年4月 同 人事部副部長
 2016年6月 同 経営管理部長
 2017年6月 同 執行役員経営管理部長
 2018年6月 同 取締役執行役員経営管理部長
 2019年6月 同 取締役執行役員経営企画部長
 2020年6月 同 取締役常務執行役員（現任）
 （経営企画部、デジタル改革部担当）

取締役候補者とした理由

当行の執行役員に就任以来、人事及び総務関連業務の統括に当たってきたほか、経営企画部門、デジタル改革部門等の担当役員を歴任し業務全般を熟知しており、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる資質と実績を有しております。

これまでの豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、当行の持続的成長と中長期的な価値の向上のため、当行の取締役会における意思決定機能及び監督機能の実効性強化に貢献できると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

特別の利害関係

石黒明秀氏と当行との間に特別の利害関係はありません。



生年月日

1964年7月20日

所有する当行の株式の数

877株

5

再任

み しま
三 島

しん
真

取締役会への出席状況

13 / 13回

略歴、地位及び担当

- 1987年4月 当行入行
- 2010年1月 同 リスク統括部課長
- 2015年10月 同 蘇原支店長
- 2017年6月 同 リスク管理部長
- 2018年6月 同 執行役員リスク管理部長
兼 マネー・ローダリング対策
室長
- 2019年1月 同 執行役員リスク管理部長
- 2019年6月 同 取締役執行役員リスク管理部長
- 2019年11月 同 取締役執行役員事務部長
- 2020年10月 同 取締役常務執行役員（現任）
（リスク管理部、市場運用部、
業務監査部 担当）

取締役候補者とした理由

当行の執行役員就任以来、リスク管理部、事務部門の統括に当たってきたほか営業店業務の経験も豊富にあり、リスク管理部、市場運用部門、業務監査部門の担当役員を歴任し業務全般を熟知しており、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる資質と実績を有しております。

これまでの豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、当行の持続的成長と中長期的な価値の向上のため、当行の取締役会における意思決定機能及び監督機能の実効性強化に貢献できると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。

特別の利害関係

三島真氏と当行との間に特別の利害関係はありません。



6

新任

にい み
新 実

つとむ
努

～取締役会への出席状況

—

生年月日

1965年10月8日

所有する当行の株式の数

717株

略歴、地位及び担当

1989年4月	当行入行
2013年6月	同 審査部課長
2014年4月	同 融資部課長
2016年6月	同 刈谷支店長
2017年10月	同 一宮支店長
2019年6月	同 執行役員名古屋営業部長
2020年10月	同 執行役員企業支援部長（現任）

取締役候補者とした理由

当行の執行役員に就任以来、企業支援業務の統括に当たってきたほか、主要営業店長等を歴任し業務全般を熟知しており、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる資質と実績を有しております。

これまでの豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、当行の持続的成長と中長期的な価値の向上のため、当行の取締役会における意思決定機能及び監督機能の実効性強化に貢献できると判断し、取締役候補者となりました。

特別の利害関係

新実努氏と当行との間に特別の利害関係はありません。



生年月日

1949年7月14日

所有する当行の株式の数

0株

7

再任

社外取締役

独立役員

く め ゆう じ
久 米 雄 二

取締役会への出席状況

13 / 13回

略歴、地位及び担当

- 1972年4月 中部電力株式会社入社
- 2001年7月 同 支配人岡崎支店長
- 2003年6月 同 取締役販売本部大口営業部長
- 2005年6月 同 取締役執行役員販売本部
法人営業部長
- 2006年6月 同 常務取締役執行役員販売本部長
- 2007年6月 同 取締役専務執行役員販売本部長
- 2009年6月 同 取締役電気事業連合会出向
(専務理事)
- 2013年6月 同 参与電気事業連合会出向
(専務理事)
- 2014年6月 株式会社トーエネック 代表取締役社長
- 2017年6月 同 相談役
- 2018年6月 当行取締役(現任)
- 2020年6月 株式会社トーエネック 特別顧問(現任)

重要な兼職の状況

- 株式会社トーエネック 特別顧問
- 株式会社名古屋証券取引所 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

中部電力株式会社取締役専務執行役員ならびに株式会社トーエネック代表取締役社長として経営に携わり、経営全般に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。これまでの豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、当行の持続的成長と中長期的な価値の向上のため、経営陣から独立した客観的立場から当行の取締役会における意思決定の透明性・公平性の一層の確保と監督機能の一層の強化に貢献いただけると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。

特別の利害関係

久米雄二氏と当行との間に特別の利害関係はありません。取締役候補者久米雄二氏が特別顧問を務める株式会社トーエネックは、当行と経常的な取引を行っています。

(注) 久米雄二氏は、現在当行の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。



8

再任
社外取締役
独立役員

あさ の きくお
浅野 紀久男

取締役会への出席状況

13 / 13回

生年月日

1959年2月13日

所有する当行の株式の数

0株

略歴、地位及び担当

- 1982年 4月 明治生命保険相互会社入社
- 2005年 4月 明治安田生命保険相互会社
収益管理部長
- 2012年 4月 同 執行役収益管理部長
- 2013年 4月 同 執行役
- 2013年 7月 同 常務執行役
- 2015年 4月 同 専務執行役
- 2017年 4月 明治安田ビルマネジメント株式会社
代表取締役社長（現任）
- 2019年 6月 当行取締役（現任）

重要な兼職の状況

明治安田ビルマネジメント株式会社
代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

明治安田生命保険相互会社専務執行役を経て、現在は2017年から明治安田ビルマネジメント株式会社代表取締役社長として経営に携わり、金融関連分野における豊富な経験と幅広い見識を有しております。これまでの豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、当行の持続的成長と中長期的な価値の向上のため、経営陣から独立した客観的立場から当行の取締役会における意思決定の透明性・公平性の一層の確保と監督機能の一層の強化に貢献いただけると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。

特別の利害関係

浅野紀久男氏と当行との間に特別の利害関係はありません。

(注) 浅野紀久男氏は、現在当行の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。



生年月日
1967年7月3日

所有する当行の株式の数
0株

9	再任	い 伊	とう 藤	さと 聡	こ 子	取締役会への出席状況
	社外取締役 独立役員					10/10回

略歴、地位及び担当

- 1989年10月 報道・情報番組キャスターとして活動開始
- 2010年4月 事業創造大学院大学客員教授（現任）
- 2015年4月 新潟大学非常勤講師（現任）
- 2020年6月 当行取締役（現任）

重要な兼職の状況

- 積水樹脂株式会社 社外取締役
- 三谷産業株式会社 社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

報道・情報番組キャスターや大学教授を務め、環境やエネルギー、地方創生等の分野において豊富な経験と幅広い見識を有しております。

過去に社外取締役及び社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、これまでの豊富な経験と幅広い知見を活かし、当行の持続的成長と中長期的な価値の向上のため、経営陣から独立した客観的立場から当行の取締役会における意思決定の透明性・公平性の一層の確保と監督機能の一層の強化に貢献いただけると判断し、引き続き社外取締役候補者としました。

特別の利害関係

伊藤聡子氏と当行との間に特別の利害関係はありません。

（注）伊藤聡子氏は、現在当行の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

- (注) 1. 久米雄二氏、浅野紀久男氏及び伊藤聡子氏は、19ページ記載の当行の「独立性判断基準」を満たした社外取締役候補者であります。また、各氏は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
2. 久米雄二氏が2017年6月まで代表取締役社長を務めた株式会社トーエネックは、2016年5月に、許認可を受けていない建設業者と軽微基準を超える下請契約を締結したとして、国土交通省中部地方整備局より監督処分（営業停止処分）を受けております。また、2016年11月には、太陽光発電設備工事の作業中に発生した労働災害に関し、同局より監督処分（指示処分）を受けております。
3. 当行は、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、定款において社外取締役との間で損害賠償責任を法令が規定する限度額で限定する契約を締結できる旨を定めております。
- 社外取締役候補者であります久米雄二氏、浅野紀久男氏及び伊藤聡子氏は、当行との間で会社法第423条第1項に基づく損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項第1号ハに定める額を責任限度額とする契約を締結しておりますが、本総会において各氏が再任された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当行は、保険会社との間で、役員等を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、本議案において各候補者が再任又は選任された場合には、各候補者は、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害保険賠償金や訴訟費用等が補填されることとなり、被保険者の全ての保険料を当行が全額負担しております。なお、当行は、当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

現在の補欠監査役選任の効力は、本総会開始の時までとなっておりますので、改めて、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本決議の効力は、当行定款の定めにより、2年後の定時株主総会開始の時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。



生年月日

1971年7月3日

所有する当行の株式の数

0株

社外監査役

独立役員 (予定)

お 小 川 晶 露

取締役会への出席状況

—

監査役会への出席状況

—

略歴及び地位

- 2000年4月 弁護士登録 (埼玉県)
清水総合法律事務所所属
- 2005年10月 弁護士登録 (愛知県)
- 2008年10月 弁理士登録
- 2009年4月 啓明法律事務所所属 (パートナー)
- 2013年5月 弁護士法人さくら合同さくら国際特許法律事務所 (パートナー)
- 2019年4月 あきつゆ国際特許法律事務所所長 (現任)

重要な兼職の状況

あきつゆ国際特許法律事務所所長
名古屋商科大学院准教授 (ビジネス法)

社外監査役候補者とした理由

弁護士・弁理士として豊富な経験と法務全般・知財全般に関する専門的な知見を有しております。過去に直接会社の経営に関与された経験はありませんが、これまでの豊富な経験と幅広い知見を活かし、経営陣から独立した客観的立場から当行取締役の職務執行における適法性等の一層の確保と監督の一層の強化に貢献いただけると判断し、引き続き補欠の社外監査役候補者としてしました。

特別の利害関係

小川晶露氏と当行の間に特別な利害関係はありません。

- (注) 1. 小川晶露氏は19ページ記載の当行の「独立性判断基準」を満たした補欠の社外監査役候補者であります。
2. 候補者の選任が承認され、監査役に就任された場合には、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。
3. 当行は、社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、定款において社外監査役との間で損害賠償責任を法令が規定する限度額で限定する契約を締結できる旨を定めております。
- 当行の社外監査役は、当行との間で会社法第423条第1項に基づく損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項第1号ハに定める額を責任限度額とする契約を締結しておりますが、小川晶露氏が監査役に就任された場合、当行は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当行は、小川晶露氏が選任された場合に同氏が被保険者に含まれることとなる、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなり、被保険者の全ての保険料を当行が全額負担しております。なお、当行は、当該保険契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。

【 独立性判断基準 】

当行は、社外取締役及び社外監査役の独立性の判断基準として、当行が上場する金融商品取引所の定める「独立性基準」に加えて、以下の基準を定める。

- 次のいずれかに該当する者は、独立性の要件を満たしていない者とする。
 - 当行に対する売上高が直近事業年度の連結売上高の2%以上となる者
 - 当行が取引先に対する最上位の与信供与先であり、かつ仮に当該融資を直ちに回収した場合に事業の継続に深刻な影響を及ぼすなど、当行の融資方針の変更により甚大な影響を与える者
 - 当行の総株主の議決権数に対する所有議決権数の割合が5%を超える者
 - 当行から過去3年平均で年間1千万円以上の金銭その他の財産を役員報酬以外に受領した者
- 前項の規定にかかわらず、他の合理的な理由を含めて総合的に判断した結果、実質的に独立性があると判断される場合には、独立性を認めることができる。
- 第1項の「者」が法人等である場合には、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する当該法人等の業務執行者をいう。

第4号議案 株式移転による完全親会社設立の件

当行は、2021年10月1日（予定）を効力発生日として、単独株式移転の方法により、完全親会社である「株式会社十六フィナンシャルグループ」（以下「持株会社」といいます。）を設立すること（以下「本株式移転」といいます。）について、本株式移転に関する株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を作成のうえ、2021年5月13日開催の当行取締役会において決議いたしました。

本議案は、本株式移転計画について、株主のみなさまのご承認をお願いするものであり、本株式移転を行う理由、本株式移転計画の内容等は以下のとおりであります。

1 株式移転を行う理由及び目的その他

(1) 本株式移転の理由及び目的

当行はこれまで、岐阜県、愛知県に営業基盤を置く金融機関として、地域経済の活性化に貢献すべく、地域のみなさまとの対話を通じて共通価値を創造することに努め、地域とともに持続的な成長を遂げる総合金融グループを目指してまいりました。また近時においては、SDGsや地域創生への取組みに加え、急速に進展するデジタルトランスフォーメーションへの対応など、お客さまや地域のニーズ、課題にお応えできるようグループ経営体制の一層の高度化をはかっております。

一方、地域金融機関を取り巻く環境は、低金利政策の長期化や業種・業態を超えた競争の熾烈化に加えて、人口減少や高齢化の進展、産業構造の変化等による将来的な市場規模の動向に不透明さが増大するなど大きく変化しており、地域金融機関は持続可能な社会の実現に貢献していくために、規制緩和に対応しビジネスモデルを転換することが求められています。

このため、当行グループは、新規事業への参入などによる事業領域の拡大、役職員の意識改革・行動改革によるグループ連携強化やグループ経営資源配分の最適化、監査・監督機能の強化及び業務執行スピードの向上を目的とし、持株会社体制へ移行することとしました。

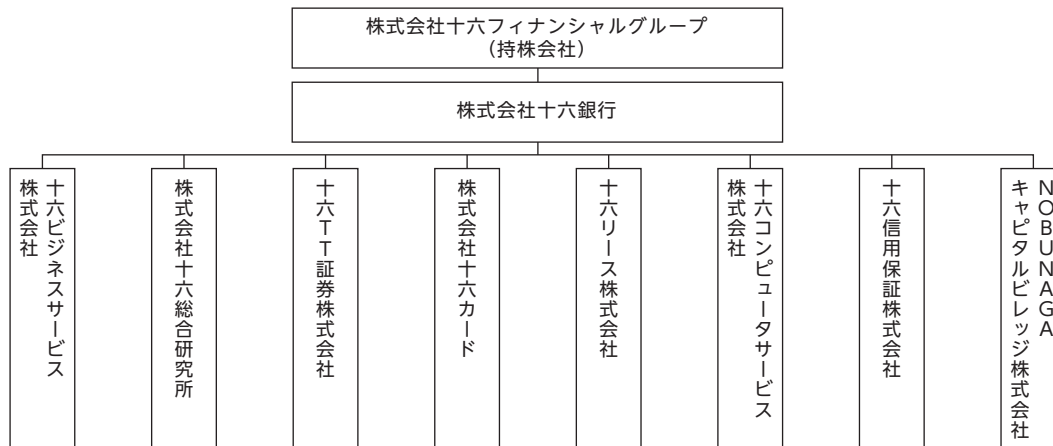
持株会社体制のもと制定するグループ経営理念の使命に「お客さま・地域の成長と豊かさの実現」を掲げ、グループの経営資源を結集したお取引先の本業支援や地域の持続的な成長に向けた責務を遂行すべく、経営環境の変化に柔軟に対応できるグループ経営体制を整え、企業価値の向上に努めてまいります。

(2) 持株会社体制移行の手順

当行は、次に示す方法により、持株会社体制への移行を実施する予定です。

[第1段階] 単独株式移転による持株会社設立

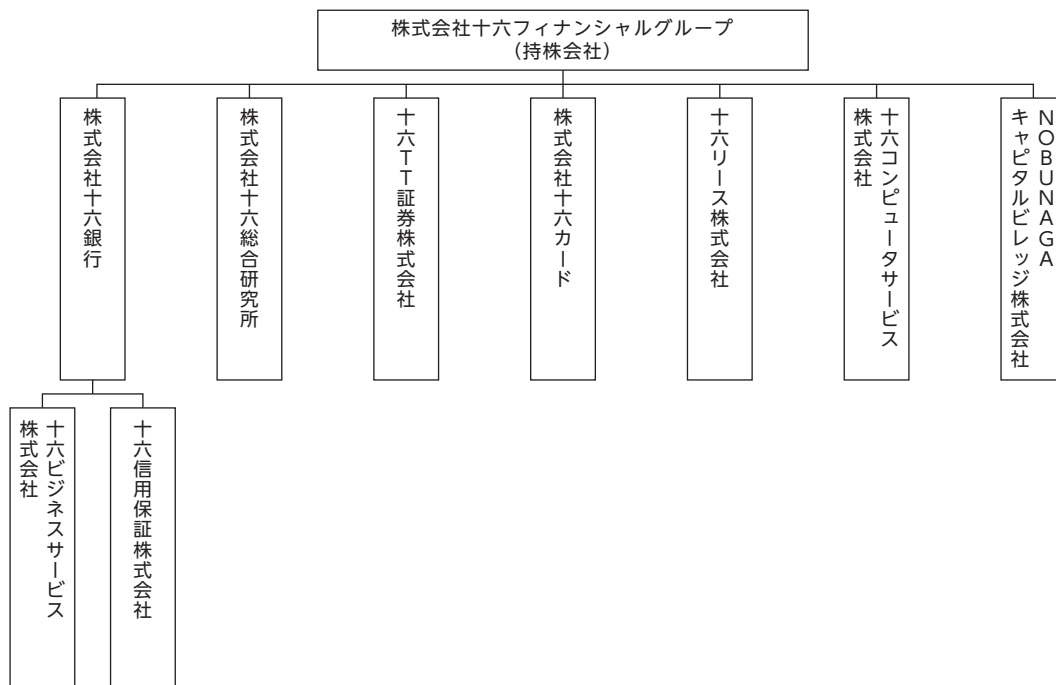
2021年10月1日を効力発生日として、本株式移転により持株会社を設立することで、当行は、持株会社の完全子会社となります。



株主総会参考書類

[第2段階] グループ内事業会社の再編

持株会社設立後、グループ内の連携強化をはかる観点から、当行の連結子会社である、株式会社十六総合研究所、十六TT証券株式会社、株式会社十六カード、十六リース株式会社、十六コンピュータサービス株式会社及びNOBUNAGAキャピタルビレッジ株式会社の計6社について、持株会社の直接出資会社として再編する予定です。



(3) その他

持株会社は監査等委員会設置会社とし、取締役会は意思決定機能のみならず、より監査・監督機能を強化することで、コーポレート・ガバナンス体制の一層の高度化をはかってまいります。

なお、本株式移転に伴い、当行は持株会社の完全子会社となるため、当行株式は上場廃止となりますが、株主のみなさまに当行株式の対価として交付される持株会社株式について、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部及び株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）市場第一部への上場申請を行う予定であります。上場日は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の審査によりますが、持株会社の設立登記日（本株式移転の効力発生日）である2021年10月1日を予定しており、実質的に株式の上場を維持する方針であります。

2 株式移転計画の内容の概要

本株式移転計画の内容については、以下の「株式移転計画書（写）」に記載のとおりであります。

株式移転計画書（写）

株式会社十六銀行（以下「当行」という。）は、当行を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社（以下「本持株会社」という。）を設立するための株式移転を行うにあたり、次のとおり株式移転計画（以下「本計画」という。）を定める。

（株式移転）

第1条 本計画の定めるところに従い、当行は、単独株式移転の方法により、本持株会社成立日（第7条に定義する。）において、当行の発行済株式の全部を本持株会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行う。

（本持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

第2条 本持株会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、次のとおりとする。

(1) 目的

本持株会社の目的は、別紙1「株式会社十六フィナンシャルグループ 定款」第2条に記載のとおりとする。

(2) 商号

本持株会社の商号は、「株式会社十六フィナンシャルグループ」と称し、英文では、「Juroku Financial Group, Inc.」と表示する。

(3) 本店の所在地

本持株会社の本店の所在地は、岐阜市とし、本店の所在場所は、岐阜市神田町八丁目26番地とする。

(4) 発行可能株式総数

本持株会社の発行可能株式総数は、8,000万株とする。

2. 前項に定めるもののほか、本持株会社の定款で定める事項は、別紙1「株式会社十六フィナンシャルグループ 定款」に記載のとおりとする。

株主総会参考書類

(本持株会社の設立時取締役及び設立時会計監査人の名称)

第3条 本持株会社の設立時取締役（設立時監査等委員である設立時取締役を除く。）の氏名は、次のとおりとする。

- (1) 取締役 村瀬 幸雄
 - (2) 取締役 池田 直樹
 - (3) 取締役 石黒 明秀
 - (4) 取締役 白木 幸泰
 - (5) 取締役 三島 真
 - (6) 取締役 太田 裕之
 - (7) 社外取締役 浅野 紀久男
 - (8) 社外取締役 伊藤 聡子
2. 本持株会社の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。
- (1) 取締役 石川 直彦
 - (2) 社外取締役 石原 真二
 - (3) 社外取締役 柘植 里恵
3. 本持株会社の設立時監査等委員である補欠取締役の氏名は、次のとおりとする。
- 社外取締役 小川 晶露（補欠取締役）
4. 本持株会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。
- 有限責任監査法人トーマツ

(本株式移転に際して交付する株式及びその割当て)

第4条 本持株会社は、本株式移転に際して、当行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における当行の株主に対し、その保有する当行の普通株式に代わり、当行が基準時に発行している普通株式の合計に1を乗じて得られる数の合計に相当する数の本持株会社の普通株式を交付する。

2. 本持株会社は、前項の定めにより交付される本持株会社の普通株式を、基準時における当行の株主に対し、その保有する当行の普通株式1株につき、本持株会社の普通株式1株をもって割り当てる。

(本持株会社の資本金及び準備金に関する事項)

第5条 本持株会社の設立時における資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額
360億円
- (2) 資本準備金の額
90億円
- (3) 利益準備金の額
0円

(本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て)

第6条 本持株会社は、本株式移転に際して、基準時における以下の表の①から⑧までの第1欄に掲げる当行が発行している各新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれの保有する当行の新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、第2欄に掲げる本持株会社の新株予約権をそれぞれ交付する。

第1欄		第2欄	
名称	内容	名称	内容
① 株式会社十六銀行 第1回新株予約権	別紙2-①-1 記載	株式会社十六フィナンシャルグループ 第1回新株予約権	別紙2-①-2 記載
② 株式会社十六銀行 第2回新株予約権	別紙2-②-1 記載	株式会社十六フィナンシャルグループ 第2回新株予約権	別紙2-②-2 記載
③ 株式会社十六銀行 第3回新株予約権	別紙2-③-1 記載	株式会社十六フィナンシャルグループ 第3回新株予約権	別紙2-③-2 記載
④ 株式会社十六銀行 第4回新株予約権	別紙2-④-1 記載	株式会社十六フィナンシャルグループ 第4回新株予約権	別紙2-④-2 記載
⑤ 株式会社十六銀行 第5回新株予約権	別紙2-⑤-1 記載	株式会社十六フィナンシャルグループ 第5回新株予約権	別紙2-⑤-2 記載
⑥ 株式会社十六銀行 第6回新株予約権	別紙2-⑥-1 記載	株式会社十六フィナンシャルグループ 第6回新株予約権	別紙2-⑥-2 記載
⑦ 株式会社十六銀行 第7回新株予約権	別紙2-⑦-1 記載	株式会社十六フィナンシャルグループ 第7回新株予約権	別紙2-⑦-2 記載
⑧ 株式会社十六銀行 第8回新株予約権	別紙2-⑧-1 記載	株式会社十六フィナンシャルグループ 第8回新株予約権	別紙2-⑧-2 記載

2. 本持株会社は、本株式移転に際して、基準時における当行の新株予約権者に対して、その保有する前項の表の①から⑧までの第1欄に掲げる新株予約権1個につき、それぞれ第2欄に掲げる新株予約権1個を割り当てる。

(本持株会社の成立日)

第7条 本持株会社の設立の登記をすべき日(以下「本持株会社成立日」という。)は、2021年10月1日とする。但し、本株式移転の手続きの進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、当行の取締役会の決議により本持株会社成立日を変更することができる。

株主総会参考書類

(本計画承認株主総会)

第8条 当行は、2021年6月18日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めることとする。但し、本株式移転の手續きの進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、当行の取締役会の決議により当該株主総会の開催日を変更することができる。

(本持株会社の上場証券取引所)

第9条 本持株会社は、本持株会社成立日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所市場第一部及び株式会社名古屋証券取引所市場第一部への上場を予定する。

(本持株会社の株主名簿管理人)

第10条 本持株会社の株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

(本計画の効力)

第11条 本計画は、第8条に定める当行の株主総会において本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、本持株会社成立日までに本株式移転についての国内外の法令に定める関係官庁の許認可等（本株式移転に関する銀行法第52条の17に規定される認可を含むがこれに限らない。）が得られなかった場合、又は、次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

(本計画の変更等)

第12条 本計画の作成後、本持株会社成立日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により当行の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、その他本計画の目的の達成が困難となった場合は、当行の取締役会の決議により、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し又は本株式移転を中止することができる。

(規定外事項)

第13条 本計画に定める事項のほか、本株式移転に関して必要な事項については、本株式移転の趣旨に従い、当行がこれを決定する。

2021年5月13日

岐阜県岐阜市神田町八丁目26番地
株式会社十六銀行
代表取締役頭取 村瀬 幸雄

株式会社十六フィナンシャルグループ 定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社十六フィナンシャルグループと称する。英文では、Juroku Financial Group, Inc.と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。

- (1) 銀行および銀行法により子会社とすることのできる会社の経営管理
- (2) 前号に掲げる業務に付帯関連する一切の業務
- (3) 前2号に掲げる業務のほか、銀行法により銀行持株会社が営むことができる業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を岐阜市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞および岐阜市において発行する岐阜新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、8,000万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

株主総会参考書類

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規程の定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招 集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役（監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）を除く）は、12名以内とする。

2. 当会社の監査等委員は、5名以内とする。

(取締役の選任方法)

第20条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 当会社の監査等委員以外の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠を選任する場合、当該補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
4. 監査等委員の補欠の予選に係る決議を行う場合には、当該決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員を除く）の中から、代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員を除く）の中から、取締役会長、取締役社長および取締役副社長を各1名、専務取締役および常務取締役をそれぞれ若干名選定することができる。

(取締役の報酬等)

第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任限定契約)

第24条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

(取締役会の招集)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

2. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
3. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第26条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5号に掲げる事項を除く）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第29条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集)

第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議)

第31条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、その監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会規程)

第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第33条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第37条 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって会社法第459条第1項各号に掲げる事項を決定することができる。

(剰余金の配当の基準日)

第38条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附 則

(最初の事業年度)

第1条 第36条の規定にかかわらず、当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から2022年3月31日までとする。

(最初の取締役の報酬等)

第2条 第23条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役（監査等委員を除く）の報酬等の総額は年額330百万円以内とする。

2. 第23条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの監査等委員の報酬等の総額は年額80百万円以内とする。

3. 第23条の規定および本条第1項の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役（監査等委員を除く。以下本項において同じ）の報酬等のうち、株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額は年額80百万円以内とし、当該新株予約権の内容は次のとおりとする。

(1) 新株予約権の総数

当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までに割り当てる新株予約権の総数は4,000個を上限とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当会社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は10株とする。

なお、当会社が合併、会社分割、株式無償割当、株式分割または株式併合等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合は、当会社は必要と認める調整を行うものとする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズモデルにより算出したストックオプションの公正な評価額とする。

なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当会社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内とする。

ただし、権利行使期間の最終日が当会社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

(6) 新株予約権の主な条件

- ① 新株予約権者は、当会社の取締役もしくは執行役員または株式会社十六銀行の取締役もしくは執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から1年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当会社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(6)の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当会社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当会社は、以下イ、ロ、ハ、ニまたはホの議案につき当会社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当会社の取締役会で承認された場合）は、当会社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - イ 当会社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ロ 当会社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
 - ハ 当会社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
 - ニ 当会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当会社の承認を要することまたは当該種類の株式について当会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めることとする。

（本附則の削除）

第3条 本附則は、当会社の成立後最初の定時株主総会の終結の時をもって、削除する。

3 会社法施行規則第206条各号に掲げる事項の内容の概要

(1) 株式移転の対価に関する定めの相当性に関する事項

① 対価の総数及び割当てに関する事項

イ. 株式移転比率

本株式移転により持株会社が当行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における当行の株主のみなさまに対し、その保有する当行の普通株式1株につき、持株会社の普通株式1株を割当交付いたします。

ロ. 株式移転比率の算定根拠

本株式移転は、当行単独の株式移転によって完全親会社を設立するものであり、株式移転時の当行の株主構成と持株会社の株主構成に変化がないことから、株主のみなさまに不利益を与えないことを第一義として、株主のみなさまが保有する当行普通株式1株に対して持株会社の普通株式1株を割当交付することといたします。

ハ. 第三者機関による算定結果、算定方法及び算定根拠

上記ロ.のとおり、本株式移転は当行単独の株式移転であり、第三者機関による株式移転比率の算定は行っておりません。また、上記の株式移転比率は、基本的に株式の価値に変動を伴わないものであり、相当であると判断しております。

ニ. 株式移転により交付する新株式数（予定）

37,924,134株

ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、当行の発行済株式総数が変化した場合には、持株会社が交付する上記新株式数は変動いたします。なお、本株式移転の効力発生時点において当行が保有する自己株式1株に対して、その同数の持株会社の普通株式が割当交付されることとなります。これに伴い、当行は一時的に持株会社の普通株式を保有することとなりますが、法令の定めに従い速やかに処分いたします。

② 資本金及び準備金等の額の相当性に関する事項

本株式移転により設立される持株会社の資本金及び準備金については、以下のとおりであります。

資本金の額	360億円
資本準備金の額	90億円
利益準備金の額	0円

上記の資本金及び準備金の額については、法令の範囲内で定めており、持株会社の目的及び規模並びに設立後の資本政策等に照らして相当であると判断しております。

(2) 株式移転に際して交付される新株予約権に係る定めの相当性に関する事項

本株式移転において、当行の新株予約権者に対してその有する新株予約権の代わりに交付する持株会社の新株予約権の内容は、当行の新株予約権とほぼ同等の内容のものであり、かつ当行普通株式1株に対して持株会社の普通株式1株が割り当てられることから、当行の新株予約権者に対して、その保有する当行の新株予約権1個につき、持株会社の新株予約権1個を割り当てることは、相当であると判断しております。

(3) 株式移転完全子会社についての事項

当行の最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は現在のところ生じておりません。

株主総会参考書類

4 持株会社の取締役（監査等委員である者を除く）となる者に関する事項

持株会社の取締役（監査等委員である者を除く）となる者は、以下のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行株式数	割り当てられる 持株会社の 株式数
村瀬 幸雄 (1956年12月23日生)	<p>[略歴、当行における地位及び担当]</p> <p>1979年4月 当行入行 1993年6月 同 香港支店長 1994年2月 同 名古屋駅前支店長 1998年4月 同 人事部長 2004年6月 同 常務取締役 2009年6月 同 専務取締役 2013年9月 同 取締役頭取（現任） （代表取締役）</p> <p>[重要な兼職の状況] 岐阜商工会議所会頭</p> <p>[取締役候補者とした理由] 村瀬幸雄氏は当行の経営企画部門、営業支援部門、経営管理部門、業務監査部門等の担当役員を歴任し、銀行の業務全般を熟知しております。 また、当行の取締役頭取を7年務めており、グループの事業に精通し、グループの経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる資質と実績を有しております。 これまでの豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、グループの持続的成長と中長期的な価値の向上のため、持株会社の取締役会における意思決定機能及び監督機能の実効性強化に貢献できると判断し、取締役候補者としてしました。</p> <p>[特別な利害関係] 村瀬幸雄氏と当行との間には、特別な利害関係はなく、持株会社との間に特別な利害関係が生じる予定もありません。</p>	11,800株	11,800株

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行株式数	割り当てられる 持株会社の 株式数
池田 直樹 (1957年4月4日生)	<p>[略歴、当行における地位及び担当]</p> <p>1980年4月 当行入行 2005年4月 同 高山支店長 2008年6月 同 取締役名古屋支店長 2012年4月 同 取締役名古屋営業部長 2013年6月 同 常務取締役事務部長 2013年9月 同 常務取締役 2014年6月 同 取締役副頭取（現任） （代表取締役） （秘書室、経営管理部 担当）</p> <p>[取締役候補者とした理由] 池田直樹氏は当行の経営企画部門、事務部門、企業支援部門、経営管理部門等の担当役員を歴任し、銀行の業務全般を熟知しております。 また、当行の取締役副頭取を7年務めており、グループの事業に精通し、グループの経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる資質と実績を有しております。 これまでの豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、グループの持続的成長と中長期的な価値の向上のため、持株会社の取締役会における意思決定機能及び監督機能の実効性強化に貢献できると判断し、取締役候補者としてしました。</p> <p>[特別な利害関係] 池田直樹氏と当行との間には、特別な利害関係はなく、持株会社との間に特別な利害関係が生じる予定もありません。</p>	4,500株	4,500株

株主総会参考書類

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行株式数	割り当てられる 持株会社の 株式数
<p>石黒 明秀 (1963年9月19日生)</p>	<p>[略歴、当行における地位及び担当] 1987年4月 当行入行 2009年6月 同 東海支店長 2011年10月 同 人事部課長 2014年4月 同 人事部副部長 2016年6月 同 経営管理部長 2017年6月 同 執行役員経営管理部長 2018年6月 同 取締役執行役員経営管理部長 2019年6月 同 取締役執行役員経営企画部長 2020年6月 同 取締役常務執行役員（現任） （経営企画部、デジタル改革部 担当）</p> <p>[取締役候補者とした理由] 石黒明秀氏は当行の執行役員に就任以来、人事及び総務関連業務の統括に当たってきたほか、経営企画部門、デジタル改革部門等の担当役員を歴任し業務全般を熟知しており、グループの事業に精通し、グループの経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる資質と実績を有しております。 これまでの豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、グループの持続的成長と中長期的な価値の向上のため、持株会社の取締役会における意思決定機能及び監督機能の実効性強化に貢献できると判断し、取締役候補者となりました。</p> <p>[特別な利害関係] 石黒明秀氏と当行との間には、特別な利害関係はなく、持株会社との間に特別な利害関係が生じる予定もありません。</p>	<p>1,211株</p>	<p>1,211株</p>

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行株式数	割り当てられる 持株会社の 株式数
<p>白木 幸泰 (1963年1月7日生)</p>	<p>[略歴、当行における地位及び担当] 1985年4月 当行入行 2010年4月 同 羽島支店長 2012年3月 同 各務原支店長 2014年6月 同 執行役員一宮支店長 2016年6月 同 常務執行役員愛知営業本部長 2017年6月 同 取締役常務執行役員 愛知営業本部長 兼営業統括副本部長 2019年4月 同 取締役常務執行役員 営業統括本部長 2021年4月 同 取締役常務執行役員 営業支援本部長 (現任) (営業支援本部、リテール営業部、 ソリューション営業部、地域創生部、 愛知営業本部 担当)</p> <p>[取締役候補者とした理由] 白木幸泰氏は当行の執行役員に就任以来、営業部門、法人業務及び個人業務の統括に当たってきたほか、主要営業店長、営業支援部門等の担当役員を歴任し業務全般を熟知しており、グループの事業に精通し、グループの経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる資質と実績を有しております。 これまでの豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、グループの持続的成長と中長期的な価値の向上のため、持株会社の取締役会における意思決定機能及び監督機能の実効性強化に貢献できると判断し、取締役候補者となりました。</p> <p>[特別な利害関係] 白木幸泰氏と当行との間には、特別な利害関係はなく、持株会社との間に特別な利害関係が生じる予定もありません。</p>	<p>1,261株</p>	<p>1,261株</p>

株主総会参考書類

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行株式数	割り当てられる 持株会社の 株式数
<p>三島 真 (1964年7月20日生)</p>	<p>[略歴、当行における地位及び担当] 1987年4月 当行入行 2010年1月 同 リスク統括部課長 2015年10月 同 蘇原支店長 2017年6月 同 リスク管理部長 2018年6月 同 執行役員リスク管理部長 兼 マネー・ローンダリング対策室長 2019年1月 同 執行役員リスク管理部長 2019年6月 同 取締役執行役員リスク管理部長 2019年11月 同 取締役執行役員事務部長 2020年10月 同 取締役常務執行役員（現任） (リスク管理部、市場運用部、業務監査部 担当)</p> <p>[取締役候補者とした理由] 三島真氏は当行の執行役員就任以来、リスク管理部門、事務部門の統括に当たってきたほか営業店業務の経験も豊富にあり、リスク管理部門、市場運用部門、業務監査部門の担当役員を歴任し業務全般を熟知しており、グループの事業に精通し、グループの経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる資質と実績を有しております。 これまでの豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、グループの持続的成長と中長期的な価値の向上のため、持株会社の取締役会における意思決定機能及び監督機能の実効性強化に貢献できると判断し、取締役候補者としてしました。</p> <p>[特別な利害関係] 三島真氏と当行との間には、特別な利害関係はなく、持株会社との間に特別な利害関係が生じる予定もありません。</p>	<p>877株</p>	<p>877株</p>

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行株式数	割り当てられる 持株会社の 株式数
<p>太田 裕之 (1960年4月3日生)</p>	<p>[略歴、当行における地位及び担当] 1983年4月 当行入行 2009年6月 同 法人営業部長 2010年6月 同 取締役秘書役 2013年6月 同 取締役豊田支店長 2014年4月 同 取締役営業統括部部長 2014年6月 同 常務取締役営業統括部長 2016年6月 同 取締役常務執行役員 2018年12月 同 取締役専務執行役員 2019年6月 十六T T証券株式会社 代表取締役社長 (現任)</p> <p>[取締役候補者とした理由] 太田裕之氏は当行の取締役に就任以来、営業支援業務の統括に当たってきたほか法人業務及び国際業務の経験も豊富にあり、経営企画部門、事務部門等の担当役員を経て、現在は2019年から十六T T証券株式会社取締役社長を務めており、グループの事業に精通し、グループの経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる資質と実績を有しております。 これまでの豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、グループの持続的成長と中長期的な価値の向上のため、持株会社の取締役会における意思決定機能及び監督機能の実効性強化に貢献できると判断し、取締役候補者としてしました。</p> <p>[特別な利害関係] 太田裕之氏と当行との間には、特別な利害関係はなく、持株会社との間に特別な利害関係が生じる予定もありません。</p>	<p>9,080株</p>	<p>9,080株</p>

株主総会参考書類

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行株式数	割り当てられる 持株会社の 株式数
<p>浅野 紀久男 (1959年2月13日生)</p>	<p>[略歴、当行における地位及び担当] 1982年4月 明治生命保険相互会社入社 2005年4月 明治安田生命保険相互会社 収益管理部長 2012年4月 同 執行役収益管理部長 2013年4月 同 執行役 2013年7月 同 常務執行役 2015年4月 同 専務執行役 2017年4月 明治安田ビルマネジメント株式会社 代表取締役社長（現任） 2019年6月 当行取締役（現任）</p> <p>[重要な兼職の状況] 明治安田ビルマネジメント株式会社 代表取締役社長</p> <p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等] 浅野紀久男氏は明治安田生命保険相互会社専務執行役を経て、現在は2017年から明治安田ビルマネジメント株式会社代表取締役社長として経営に携わり、金融関連分野における豊富な経験と幅広い見識を有しております。 2019年から当行社外取締役に在任しており、引き続き豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、グループの持続的成長と中長期的な価値の向上のため、経営陣から独立した客観的立場から持株会社の取締役会における意思決定の透明性・公平性の一層の確保と監督機能の一層の強化に貢献いただけると判断し、社外取締役候補者としました。</p> <p>[特別な利害関係] 浅野紀久男氏と当行との間には、特別な利害関係はなく、持株会社との間に特別な利害関係が生じる予定もありません。</p>	<p>0株</p>	<p>0株</p>

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行株式数	割り当てられる 持株会社の 株式数
伊藤 聡子 (1967年7月3日生)	<p>[略歴、当行における地位及び担当] 1989年10月 報道・情報番組キャスターとして活動開始 2010年4月 事業創造大学院大学客員教授（現任） 2015年4月 新潟大学非常勤講師（現任） 2020年6月 当行取締役（現任）</p> <p>[重要な兼職の状況] 積水樹脂株式会社 社外取締役 三谷産業株式会社 社外監査役</p> <p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等] 伊藤聡子氏は報道・情報番組キャスターや大学教授を務め、環境やエネルギー、地方創生等の分野において豊富な経験と幅広い見識を有しております。 過去に社外取締役及び社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、2020年から当行社外取締役役に在任しており、引き続き豊富な経験と幅広い知見を活かし、当行グループの持続的成長と中長期的な価値の向上のため、経営陣から独立した客観的立場から持株会社の取締役会における意思決定の透明性・公平性の一層の確保と監督機能の一層の強化に貢献いただけると判断し、社外取締役候補者としてしました。</p> <p>[特別な利害関係] 伊藤聡子氏と当行の間には、特別な利害関係はなく、持株会社との間に特別な利害関係が生じる予定もありません。</p>	0株	0株

- (注) 1. 所有する当行株式数は、2021年3月31日現在の所有状況に基づき記載しており、また割り当てられる持株会社の株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に割り当てられる持株会社の株式数は、持株会社の設立日の直前まで所有状況に応じて変動することがあります。
2. 浅野紀久男氏及び伊藤聡子氏は、持株会社の社外取締役候補者であります。また、両氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であり、就任される場合は、同取引所に届け出る予定であります。
3. 持株会社の社外取締役候補者が、当行の社外取締役に就任してからの年数は、以下のとおりであります。
- ① 浅野紀久男氏は、現在、当行の社外取締役であり、当行の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
 - ② 伊藤聡子氏は、現在、当行の社外取締役であり、当行の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
4. 本議案が承認可決された場合には、持株会社は、浅野紀久男氏及び伊藤聡子氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約をそれぞれ締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする予定であります。
5. 本議案が承認可決された場合には、持株会社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結予定です。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者のすべての保険料を持株会社が全額負担いたします。取締役（監査等委員である者を除く）の各候補者が取締役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者になります。
6. 浅野紀久男氏及び伊藤聡子氏は、本総会において当行の社外取締役候補者となっておりますが、第2号議案により両氏が当行の社外取締役に選任され、かつ本議案が承認可決された場合は、本株式移転の効力発生日の前日（2021年9月30日予定）をもって、当行の社外取締役を辞任する予定であります。

5 持株会社の監査等委員である取締役となる者に関する事項

持株会社の監査等委員である取締役となる者は、以下のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行株式数	割り当てられる 持株会社の 株式数
石川 直彦 (1963年4月24日生)	<p>[略歴、当行における地位及び担当]</p> <p>1986年4月 当行入行 2004年6月 同 東海支店長 2007年6月 同 内田橋支店長 2009年4月 同 経営企画部ブランド戦略室長 2014年6月 同 秘書室秘書役 2016年6月 同 執行役員本店営業部長 2018年6月 同 常勤監査役 (現任)</p> <p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>石川直彦氏は当行の執行役員本店営業部長のほか主要営業店長、経営企画業務及び秘書業務等、銀行の中核業務を歴任し業務全般を熟知しており、グループの事業に精通し、グループの経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できる資質と実績を有しております。</p> <p>2018年から当行常勤監査役に在任しており、引き続き豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、グループの持続的成長と中長期的な価値の向上のため、経営陣から独立した客観的立場から持株会社の取締役会における意思決定の透明性・公平性の一層の確保と監督機能の一層の強化に貢献できると判断し、監査等委員である取締役候補者としました。</p> <p>[特別な利害関係]</p> <p>石川直彦氏と当行との間には、特別な利害関係はなく、持株会社との間に特別な利害関係が生じる予定もありません。</p>	3,647株	3,647株

株主総会参考書類

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行株式数	割り当てられる 持株会社の 株式数
石原 真二 (1954年11月3日生)	<p>[略歴、当行における地位及び担当]</p> <p>1985年4月 弁護士登録（愛知県） 石原法律事務所（現 石原総合法律事務所）入所</p> <p>2011年8月 石原総合法律事務所所長（現任）</p> <p>2016年4月 愛知県弁護士会会長 日本弁護士連合会副会長</p> <p>2018年6月 当行監査役（現任）</p> <p>[重要な兼職の状況]</p> <p>石原総合法律事務所所長 株式会社オータケ 社外取締役（監査等委員） 矢作建設工業株式会社 社外取締役</p> <p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等]</p> <p>石原真二氏は弁護士として豊富な経験と法務全般に関する専門的知識を有しております。</p> <p>過去に社外取締役及び社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、現在は2011年から石原総合法律事務所所長を務め、また、2018年から当行社外監査役に在任しており、引き続き豊富な経験と幅広い知見を活かし、グループの持続的成長と中長期的な価値の向上のため、経営陣から独立した客観的立場から持株会社の取締役会における意思決定の透明性・公平性の一層の確保と監督機能の一層の強化に貢献いただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。</p> <p>[特別な利害関係]</p> <p>石原真二氏と当行との間には、特別な利害関係はなく、持株会社との間に特別な利害関係が生じる予定もありません。</p>	0株	0株

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行株式数	割り当てられる 持株会社の 株式数
<p>柘植 里恵 (1968年3月9日生)</p>	<p>[略歴] 1990年4月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）名古屋事務所入所 1995年4月 公認会計士登録 1999年1月 柘植公認会計士事務所所長（現任） 2007年6月 株式会社ラ・ヴィーダプランニング 代表取締役（現任）</p> <p>[重要な兼職の状況] 柘植公認会計士事務所所長 株式会社ラ・ヴィーダプランニング 代表取締役 愛三工業株式会社 社外取締役 ホシザキ株式会社 社外取締役（監査等委員）</p> <p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等] 柘植里恵氏は公認会計士として財務及び会計に関する専門知識を有しております。当行会計監査人である有限責任監査法人トーマツ離籍後20年以上経過しており、現在は1999年に開設した柘植公認会計事務所所長、2007年に設立した株式会社ラ・ヴィーダプランニング代表取締役を務めております。 これまでの豊富な業務経験と幅広い知見を活かし、グループの持続的成長と中長期的な価値の向上のため、経営陣から独立した客観的立場から持株会社の取締役会における意思決定の透明性・公平性の一層の確保と監督機能の一層の強化に貢献いただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としてしました。</p> <p>[特別な利害関係] 柘植里恵氏と当行との間には、特別な利害関係はなく、持株会社との間に特別な利害関係が生じる予定もありません。</p>	<p>0株</p>	<p>0株</p>

- (注) 1. 所有する当行株式数は、2021年3月31日現在の所有状況に基づき記載しており、また割り当てられる持株会社の株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に割り当てられる持株会社の株式数は、持株会社の設立日の直前まで所有状況に応じて変動することがあります。
2. 石原真二氏及び柘植里恵氏は、持株会社の社外取締役候補者であります。また、両氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であり、就任される場合は、同取引所に届け出る予定であります。
3. 持株会社の社外取締役候補者が、当行の社外取締役（又は社外監査役）に就任してからの年数は、以下のとおりであります。
- 石原真二氏は、現在、当行の社外監査役であり、当行の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
4. 本議案が承認可決された場合には、持株会社は、石原真二氏及び柘植里恵氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約をそれぞれ締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする予定であります。
5. 本議案が承認可決された場合には、持株会社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結予定です。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者のすべての保険料を持株会社が全額負担いたします。監査等委員である取締役の各候補者が取締役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者になります。
6. 石川直彦氏は、現在、当行の監査役であり、石原真二氏は、現在、当行の社外監査役であります。本議案が承認可決された場合は、本株式移転の効力発生日の前日（2021年9月30日予定）をもって、当行の監査役及び社外監査役を辞任する予定であります。

6 持株会社の監査等委員である補欠取締役となる者に関する事項

持株会社の監査等委員である補欠取締役となる者は、以下のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行株式数	割り当てられる 持株会社の 株式数
<p>小川 晶露 (1971年7月3日生)</p>	<p>【略歴】 2000年4月 弁護士登録（埼玉県） 清水総合法律事務所所属 2005年10月 弁護士登録（愛知県） 2008年10月 弁理士登録 2009年4月 啓明法律事務所所属（パートナー） 2013年5月 弁護士法人さくら合同さくら国際特許法律事務所（パートナー） 2019年4月 あきつゆ国際特許法律事務所所長（現任）</p> <p>【重要な兼職の状況】 あきつゆ国際特許法律事務所所長 名古屋商科大学院准教授（ビジネス法）</p> <p>【補欠社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等】 小川晶露氏は弁護士・弁理士として豊富な経験と法務全般・知財全般に関する専門的な知見を有しております。 過去に直接会社の経営に関与された経験はありませんが、これまでの豊富な経験と幅広い知見を活かし、グループの持続的成長と中長期的な価値の向上のため、経営陣から独立した客観的立場から持株会社の取締役の職務執行の適法性等に関する監査の透明性・公平性の一層の確保と監督機能の一層の強化に貢献いただけると判断し、監査等委員である補欠の社外取締役候補者となりました。</p> <p>【特別な利害関係】 小川晶露氏と当行との間には、特別な利害関係はなく、持株会社との間に特別な利害関係が生じる予定もありません。</p>	<p>0株</p>	<p>0株</p>

- (注) 1. 所有する当行株式数は、2021年3月31日現在の所有状況に基づき記載しており、また割り当てられる持株会社の株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に割り当てられる持株会社の株式数は、持株会社の設立日の直前まで所有状況に応じて変動することがあります。
2. 小川晶露氏は、持株会社の補欠の社外取締役候補者であります。また、同氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であり、就任される場合は、同取引所に届け出る予定であります。
3. 本議案が承認可決され、小川晶露氏が持株会社の社外取締役に就任された場合には、持株会社は、小川晶露氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする予定であります。
4. 本議案が承認可決され、小川晶露氏が持株会社の社外取締役に就任された場合には、持株会社は、小川晶露氏を被保険者とし保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結予定です。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者のすべての保険料を持株会社が全額負担いたします。

7 持株会社の会計監査人となる者についての事項

持株会社の会計監査人となる者は、次のとおりであります。

名 称	有限責任監査法人トーマツ	
主たる事業所の所在地	東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディング	
沿革	1968年5月 等松・青木監査法人設立 1975年5月 トウシュ ロス インターナショナル<TRI>（現デロイト トウシュ トーマツ リミテッド<DTTL>）へ加盟 1990年2月 監査法人トーマツに名称変更 2009年7月 有限責任監査法人への移行に伴い、名称を有限責任監査法人トーマツに変更	
監査関与会社	3,296社（2020年5月末日現在）	
資本金	1,077百万円（2021年2月末日現在）	
構成人員	6,851人（2020年8月末日現在）	
	社員（公認会計士）	510人
	特定社員	56人
	職員 公認会計士	2,757人
	公認会計士試験合格者等（会計士補を含む）	1,133人
	その他専門職	2,238人
	事務職	157人
	合計	6,851人

(注) 有限責任監査法人トーマツを持株会社の会計監査人候補とした理由は、同監査法人の規模、経験等の職務遂行能力及び独立性、内部管理体制等を総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。

以 上

十六銀行の取組み

第15次中期経営計画

当行は、2020年4月より「第15次中期経営計画～未来へつなぐエンゲージメント～」をスタートさせました。計画初年度となる2020年度は、計数目標に掲げる「当期純利益（連結）」および「修正OHR（単体）」ともに、計画最終年度となる2022年度の目標値を上回ることができました。

第15次中期経営計画

計画期間：2020年4月～2023年3月

未来へつなぐ
エンゲージメント

Engagement
to the future

長期ビジョン

ともに地域の未来を創造し、
ともに持続的な成長を遂げる総合金融グループ



■ 計数目標		2022年度 目標	計画開始時 2019年度 実績	2020年度 実績	■ 長期的に目指す指標		目標	計画開始時 2019年度 実績	2020年度 実績
収益性	当期純利益 (連結)	120億円	128億円	147億円	収益性	ROE (連結)	5%以上	3.65%	3.98%
効率性	修正OHR (単体)	67%台	67.18%	65.38%	健全性	自己資本比率 (連結)	10%以上	9.27%	9.93%

新型コロナウイルス感染症への対応

■ 地域やお客さまとのエンゲージメント

新型コロナウイルス感染症が拡大するなか、当行グループは、お客さまや役職員の健康と安全確保を最優先事項に位置付け、地域やお客さまと今まで以上に向き合いながら、様々な取組みを行っております。

新型コロナウイルス感染症の影響・被害を受けられたお客さまには、資金繰り対応を中心に迅速な支援を実施いたしました。

また、ゴールデンウィーク期間中にもご利用いただける「なんでもご相談窓口」を設置し、取引の有無に関わらず、地域の事業者さまやローンをご利用中のみなさまからの様々なご相談にお応えいたしました。

【資金繰り支援の状況】

新型コロナウイルス関連融資の実行件数	11,491件
新型コロナウイルス関連融資の実行額	3,006億円
（うち、無利子融資の実行額）	1,817億円
新型コロナウイルスの影響による条件変更受付件数（住宅ローン）	316件
新型コロナウイルスの影響による条件変更を行った債権額（住宅ローン）	44億円

（2021年3月31日時点）

十六銀行は
シトラスリボンプロジェクトに
賛同しています



Citrus Ribbon
PROJECT



新型コロナウイルス感染症による差別や偏見をなくし、笑顔の暮らしを目指す「シトラスリボンプロジェクト」に賛同いたしました。

また、医療機関でのマスク不足解消にお役立ていただくために、当行グループにて備蓄していた「医療用マスク」1万2千枚を、一般社団法人岐阜県病院協会へ寄贈いたしました。

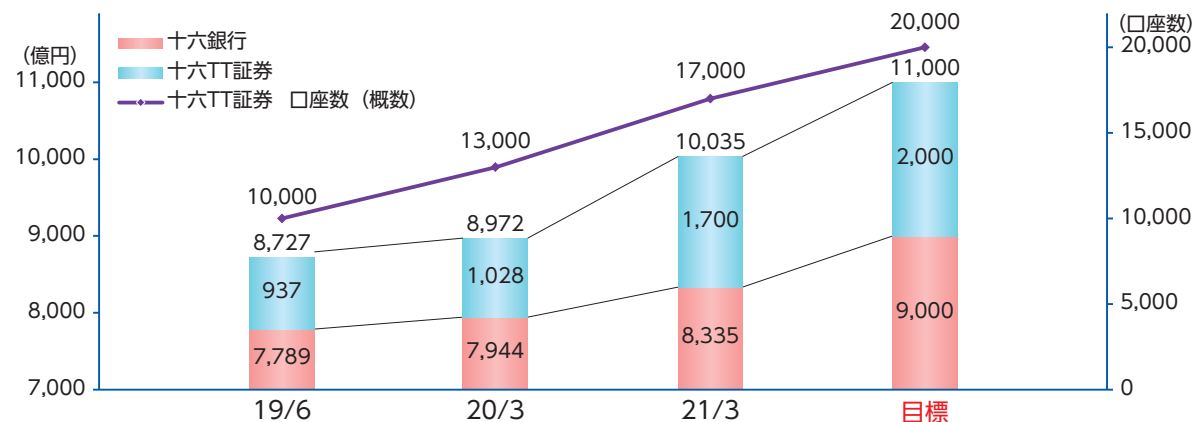
グループベースでの総合力の発揮

■「十六TT証券」との連携

十六TT証券株式会社の2021年3月末の預り資産残高は、2019年6月の営業開始から763億円増加し、1,700億円となりました。

今後も、銀・証連携によりお客さまのニーズに合わせた良質な金融商品・サービスの提供に努めてまいります。

【グループ預り資産額（除く個人預金）実績】



■「NOBUNAGAキャピタルビレッジ」の設立

2021年4月1日、当行100%出資の投資専門子会社「NOBUNAGAキャピタルビレッジ株式会社」を設立し、営業を開始いたしました。

「地域経済」と「金融」にシナジーのあるスタートアップに投資するコーポレートベンチャーキャピタルや「地域における将来の担い手」に投資する地域ベンチャーキャピタルなどを通じて次世代を担う人や企業を応援し、地域に新しいビジネスを創出することで、持続可能な社会の構築に貢献してまいります。



SDGsへの取組み

■ ともに持続的な社会の実現を目指して

当行グループでは、2020年2月に制定した「十六銀行グループSDGs宣言」のもと、グループ全体でSDGsの推進に取り組むことで、地域の未来を創造することに貢献し、ともに持続的な社会の実現を目指しております。

2020年7月には、災害発生時に可能な限り金融サービスを提供できるよう、「地域応援車両」と「緊急災害対策車両」を導入し、地域の社会インフラとしての責務を果たせるよう努めております。

また、2020年11月には、「SDGsフェスティバル in 名古屋丸の内」を東京海上日動火災保険株式会社などとともに開催し、当地域におけるSDGsの機運醸成をはかりました。



SDGsフェスティバル in 名古屋丸の内
十六銀行名古屋ビルをラッピング



地域応援車両 16ENGAGEMENT BUS



緊急災害対策車両 16CHARGE 1号

1 当行の現況に関する事項

① 事業の経過及び成果等

イ. 主要な事業内容

当行は、岐阜県、愛知県を主要な営業基盤とする総合金融グループの中核企業として、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務などを行っております。また、投資信託・保険などの窓口販売業務、金融商品仲介業務のほか、ビジネスマッチング、事業承継・M&A、海外進出などの支援を中心とするソリューション業務にも積極的に取り組み、多様化するお客さまのニーズにお応えしております。

ロ. 金融経済の環境

当期のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大の影響により、社会・経済活動が大きな制約を受け、厳しい状況が続きましたが、一部に持ち直しの動きもみられました。企業部門では、収益の減少や世界経済の先行き不透明感などにより、設備投資は抑制されましたが、各国の経済活動の再開を受け、自動車関連の輸出に回復がみられ、生産は増加基調に復しました。家計部門では、雇用・所得情勢に弱い動きが続く、個人消費は、最初の緊急事態宣言の解除の後、回復の動きがみられましたが、第2波・第3波の感染拡大や2度目の緊急事態宣言発令の影響を受け、サービス消費は落ち込みました。

当行の主要な営業基盤である岐阜・愛知両県におきましても、設備投資を抑制する動きが続いたものの、輸出と生産は自動車関連を中心に増加基調に復するなど、底堅さもみられました。家計部門では、雇用・所得情勢に弱い動きが続くなか、個人消費は回復の動きがみられましたが、昨年末の観光需要喚起策「Go To トラベル」の一時停止や、年明けの2度目の緊急事態宣言発令の影響などから、宿泊や飲食といったサービス消費を中心に落ち込みました。

ハ. 事業の経過及び成果

こうした金融経済の環境のなか、当行は2020年4月より「第15次中期経営計画～未来へつなぐエンゲージメント～」をスタートさせ、2027年の創立150周年を見据えた長期ビジョン「ともに地域の未来を創造し、ともに持続的な成長を遂げる総合金融グループ」を実現するために、主に以下の施策に取り組みました。

(新型コロナウイルス感染症への対応)

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、ゴールデンウィーク期間中にもご利用いただける「なんでもご相談窓口」を設置し、取引の有無に関わらず、地域の事業者さまやローンをご利用中のみなさまからの様々なご相談にお応えいたしました。

また、各営業店が新型コロナウイルスの影響を受けられている地域のみなさまに寄り添い、「いま、私たちにできることはないか」と考えながら行動しております。そうした取組みは「エンゲージメントニュース」として行内で発信、共有されており、その件数は2021年3月末時点

で約790件となっております。

2021年2月には、地域や家庭、職場などで新型コロナウイルス感染症による差別や偏見をなくし、笑顔の暮らしを目指す「シトラスリボンプロジェクト」に賛同し、思いやりのある社会の実現に取り組んでおります。

(業務・チャネル変革)

2019年12月にサービスを開始したスマートフォン専用アプリ「Wallet+ (ウォレットプラス)」は、各種機能の実装など、お客さまの利便性向上に努めた結果、2021年3月には当初の想定を大幅に上回るスピードで10万ダウンロードを突破いたしました。

2020年8月に、短時間勤務者を含む全職員に業務用のスマートフォンを貸与し、お客さまからの営業店への電話をコールセンターが受ける「受電集中」を実現いたしました。また、お客さまとのお面談の内容を音声入力できるアプリを業務用のスマートフォンに導入し、面談記録の作成時間を縮減させるなど、デジタルを活用した業務変革に取り組むことで、お客さまと向き合う時間を創出しております。

(グループ多角化戦略)

十六TT証券株式会社は、2020年4月に、愛知県で初となる新たな営業拠点として本店営業部名古屋営業所を開設いたしました。当行名古屋ビル内の資産運用・資産承継に関するコンサルティング専門店舗「PLAZA JUROKU名古屋支店」と同一フロアに併設する銀・証連携拠点として、一体となってお客さまの資産運用相談などにお応えしております。

(リテール向けサービスの充実)

2019年10月より取扱いを開始した、じゅうろく遺言代用信託「想族あんしんたく」は、遺贈寄付の提携先を順次拡大させており、2021年3月末時点の提携先数は46団体となっております。また、2020年4月には、生前の円滑な資産承継をサポートする、じゅうろく暦年贈与信託「贈与らくちんたく」の取扱いを開始し、相続・資産承継分野におけるお客さまのニーズにお応えしております。



(事業者への最適なソリューションの提供)

事業承継・M&A分野では、全役職員が経営承継への課題解決に必要な知識を習得できるよう人材育成に努めるとともに、「経営承継支援室」を中心に、公的相談窓口である岐阜県事業引継ぎ支援センターが運営する「後継者人材バンク」などと連携しながら、企業経営者さまの悩みに寄り添い、サポートを行っております。

また、2020年12月には、当行の海外駐在員が編集した海外ビジネスに関する動画の配信や、海外駐在員とのオンラインでの相談機会を提供する「じゅうろくクロスボーダービュー」の取扱いを開始し、お客さまの新たな海外事業の展開をサポートしております。



(SDGsへの取組み)

当行は、2020年2月に公表した「十六銀行グループSDGs宣言」のもと、グループ全体でSDGsの推進に取り組むことで、地域の未来を創造することに貢献し、ともに持続可能な社会の実現を目指しております。

近年、日本各地で自然災害が相次いで発生していることから、災害発生時に可能な限り金融サービスを提供できるよう、2020年7月に、「地域応援車両（愛称：16ENGAGEMENT BUS）」1台と「緊急災害対策車両（愛称：16CHARGE 1号/2号）」2台を導入いたしました。導入直後より豪雨災害が発生した地域へ出動したほか、防災訓練などのイベントに参加するなど、地域の社会インフラとしての責務を果たせるよう努めております。

2020年11月には、東京海上日動火災保険株式会社などとともに、「SDGsフェスティバル in 名古屋丸の内」を開催し、当地域におけるSDGsの機運醸成をはかりました。

(店舗網)

店舗につきましては、桜山支店の店舗建替えに伴い、2020年6月に同店を仮店舗に移転いたしました。また、店舗ネットワークの見直しの一環として、2020年11月に清本町出張所、2020年12月に池下支店、2021年1月にソフトピアジャパン出張所を近隣の支店に店舗内店舗方式に移転いたしました。その結果、当期末の店舗数は、国内149本支店・12出張所・1付随業務取扱事務所、海外4駐在員事務所となりました。

住宅ローンなどの相談業務を行うローンサービスセンターにつきましては16か所、店舗外現金自動設備につきましては239か所となりました。

ATMネットワークにつきましては、三菱UFJ銀行・名古屋銀行・百五銀行・愛知銀行・岐阜県下JAバンク・岐阜県内6信用金庫など、15の金融機関と無料相互開放を実施しております。また、セブン銀行・イーネット・ローソン銀行・イオン銀行・ゆうちょ銀行との提携を実施しております。

第15次中期経営計画の初年度において、株主のみなさまをはじめお客さまのご支援のもと、このような施策に対して全役職員が業務に邁進した結果、当年度の業績につきましては、以下のとおりとなりました。

(預金等（譲渡性預金含む）、貸出金)

「ともに地域の未来を創造し、ともに持続的な成長を遂げる総合金融グループ」として、お客さまとご家族の夢の実現のために、ライフイベントに合わせた、お客さま本位の良質なサービスの提供に努めてまいりました。

2021年3月末の預金等残高は、個人および法人向け預金の増加を主因として、前期比4,541億円増加の6兆1,378億円となりました。

また、個人年金保険、投資信託などの幅広い商品を取りそろえ、個人のお客さまの多様なニーズにお応えした結果、預金等を含めた個人預り資産残高は、前期比3,150億円増加の4兆9,716億円となりました。

貸出金残高につきましては、コロナ禍における地域のお客さまの資金繰り相談などに積極的に応えたことや、住宅ローンを中心とした個人ローンの取組みなどにより、前期比1,331億円増加の4兆5,098億円となりました。

(有価証券)

有価証券につきましては、市場環境の変化に柔軟に対応しつつ、リスクとリターンのバランスが保たれるポートフォリオを構築し、中長期的に総合損益の拡大を目指すという基本方針のもと、適切な運用に努めてまいりました。

この結果、2021年3月末の有価証券残高は、前期比3,091億円増加の1兆5,721億円となりました。

(損益)

経常収益は、その他業務収益が増加したことなどから、前期比23億94百万円増加の790億66百万円となりました。

経常費用は、資金調達費用および営業経費が減少したことなどから、前期比15億99百万円減少の565億65百万円となりました。

この結果、経常利益は前期比39億92百万円増加の225億円、当期純利益は前期比13億73百万円増加の141億6百万円となりました。

当グループの連結経常収益は、前期比44億86百万円増加の1,113億46百万円、連結経常費用は前期比6億24百万円減少の867億38百万円となりました。

この結果、連結経常利益は前期比51億11百万円増加の246億8百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は18億60百万円増加の147億22百万円となりました。

マイナス金利政策の長期化に加え、新型コロナウイルス感染症拡大など、金融機関にとっては厳しい環境が続いておりますが、第15次中期経営計画に基づいて業務に取り組んでまいりました結果、親会社株主に帰属する当期純利益は3期連続の増益となりました。

二. 当行が対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の収束が未だ見通せないなか、当行グループは、お客さまや役職員の健康と安全確保を最優先事項と位置付け、地域やお客さまと今まで以上に向き合いながら、必要とされる金融サービスを可能な限り提供するよう最善を尽くしております。

また、今般の新型コロナウイルス感染症への対応を契機に、社会全体が急速に、かつ大きく変貌しております。さらには、地域経済は、人口減少や高齢化の進行に加え、産業構造の変化や事業承継・後継者問題を背景とする企業数の減少により、将来的な市場規模の縮小が懸念されております。

こうした環境変化のもとで、当行グループがこれからも地域にあり続け、地域とともに成長していくためには、当行グループが地域とひとつになり、主体的に貢献する意欲と姿勢をもって行動することが求められています。

また、当行グループは、2020年4月から「第15次中期経営計画～未来へつなぐエンゲージメント～」をスタートさせました。本計画では、2027年の創立150周年を見据え、「ともに地域の未来を創造し、ともに持続的な成長を遂げる総合金融グループ」を長期ビジョンとして掲げ、「営業変革」、「業務・チャネル変革」、「人材・組織変革」の3つの変革を遂行することでビジネスモデルの転換をはかるとともに、お客さまや地域の未来に向けて共通価値の創造に取り組んでおります。

さらに、第15次中期経営計画とともに制定した「十六銀行グループSDGs宣言」および2021年4月に設置したSDGs推進室のもと、グループ全体でSDGsの推進に取り組むことで、地域の未来を創造することに貢献し、持続可能な社会の実現を目指しております。

2020年9月には、持株会社体制への移行の検討を開始いたしました。当行グループが地域の持続的成長に向けた責務を遂行していくために、新規事業への参入など事業領域を拡大するとともに、役職員の意識改革・行動改革によりグループ連携を強化し、ガバナンスを一層高度化することを目指しており、現在、2021年10月の移行に向けて準備を進めております。

環境変化に機動的かつ柔軟に対応できる体制を整え、グループ経営理念の「私たちの使命」に掲げる「お客さま・地域の成長と豊かさの実現」を果たしつつ、当行グループの企業価値の向上をはかることで、お客さま、株主のみなさまをはじめとする全てのステークホルダーの方々のご期待にお応えしてまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

事 業 報 告

② 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
預 金	5,454,117	5,504,225	5,625,738	6,089,791
定期性預金	2,287,897	2,161,734	2,054,563	1,977,292
そ の 他	3,166,219	3,342,491	3,571,174	4,112,498
社 債	—	—	—	—
貸 出 金	4,233,504	4,332,778	4,376,759	4,509,863
個 人 向 け	1,538,107	1,635,242	1,720,048	1,804,890
中小企業向け	1,725,701	1,672,828	1,589,838	1,641,261
そ の 他	969,696	1,024,708	1,066,873	1,063,712
商品有価証券	530	378	407	290
有 価 証 券	1,304,633	1,350,520	1,262,956	1,572,153
国 債	399,321	349,322	181,166	258,073
そ の 他	905,311	1,001,198	1,081,789	1,314,080
総 資 産	6,039,751	6,317,155	6,421,725	7,176,495
内国為替取扱高	33,762,964	34,035,451	34,492,194	34,089,768
外国為替取扱高	百万ドル 3,349	百万ドル 3,635	百万ドル 3,173	百万ドル 2,908
経 常 利 益	12,226	14,606	18,508	22,500
当 期 純 利 益	9,333	9,977	12,733	14,106
1株当たり当期純利益	円 銭 249.71	円 銭 267.08	円 銭 340.78	円 銭 377.45

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 2017年10月1日付で、普通株式10株につき1株の割合で株式併合しており、2017年度の期首に株式併合が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

(ご参考)企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

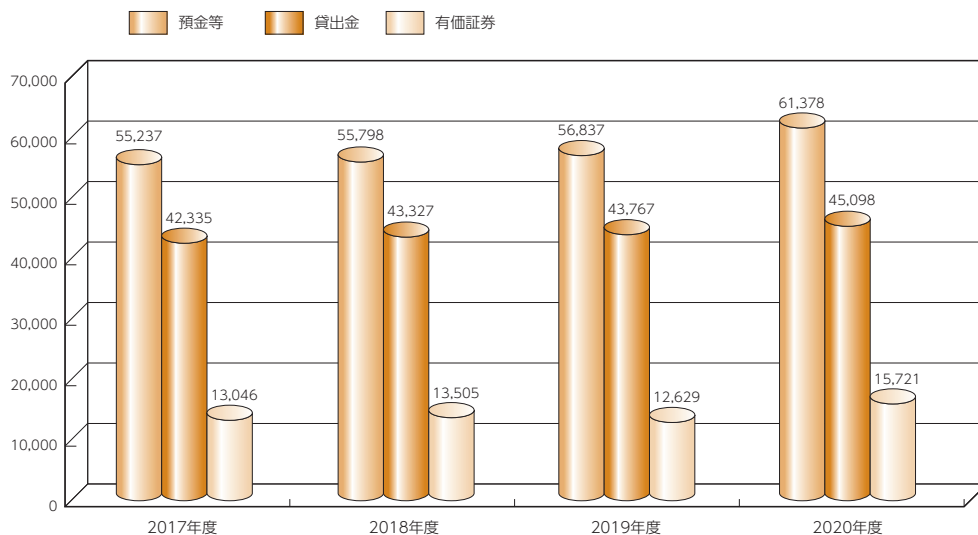
	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経常収益	104,744	104,380	106,860	111,346
経常利益	13,934	16,277	19,497	24,608
親会社株主に帰属する 当期純利益	9,901	10,658	12,862	14,722
純資産	361,252	370,198	366,403	403,009
総資産	6,096,568	6,369,156	6,472,453	7,238,375

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 従来「その他の経常収益」に計上しておりました保険の受取配当金の一部については、2019年度より「役員取引等費用」及び「営業経費」に計上しており、2018年度の計数の組替えを行っております。

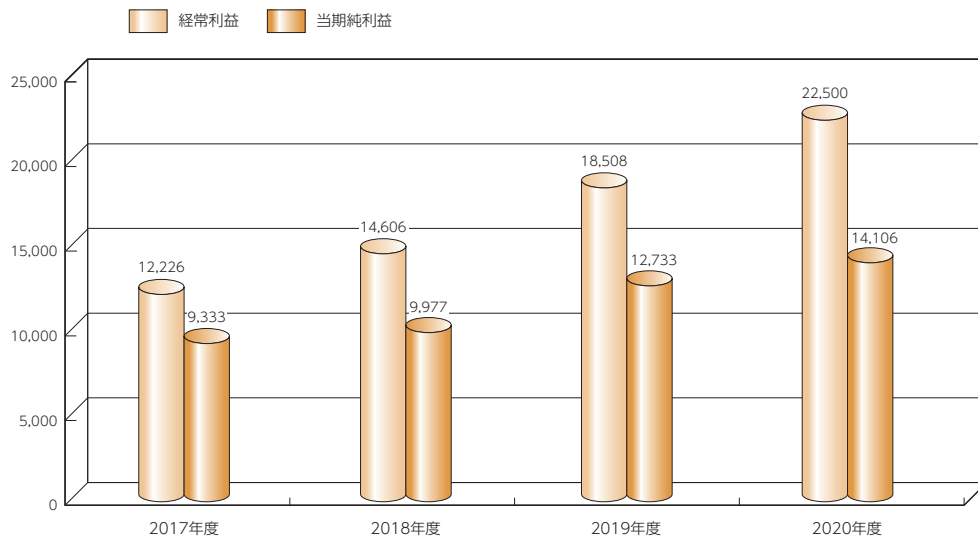
預金等・貸出金・有価証券の推移

(単位：億円)



経常利益・当期純利益の推移

(単位：百万円)



③ 使用人の状況

	当年度末
使用人数	2,702人
平均年齢	42年7月
平均勤続年数	19年8月
平均給与月額	385千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には、臨時雇員および嘱託は含まれておりません。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

④ 営業所等の状況

イ. 営業所数

	当年度末
岐阜県	105店 うち出張所 (11)
愛知県	53 (1)
三重県	1 (—)
東京都	1 (—)
大阪府	1 (—)
合計	161 (12)

- (注) 上記のほか、当年度末において付随業務取扱事務所を1か所、海外駐在員事務所を4か所、店舗外現金自動設備を239か所、そのほかに、イーネット参加銀行と共同で12,213か所、セブン銀行ならびに同行との提携銀行と共同で23,820か所、ローソン銀行ならびに同行との提携銀行と共同で13,448か所の店舗外現金自動設備を設置しております。

ロ. 当年度新設営業所

該当事項はありません。

- (注) 当年度において店舗外現金自動設備を5か所新設いたしました。また、イーネット参加銀行と共同で132か所、セブン銀行ならびに同行との提携銀行と共同で928か所、ローソン銀行ならびに同行との提携銀行と共同で414か所の店舗外現金自動設備を設置いたしました。

ハ. 銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
iBankマーケティング株式会社	福岡県福岡市中央区西中洲6番27号	情報処理・情報通信サービス業

⑤ 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	1,164
---------	-------

ロ. 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

⑥ 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要 業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率 %	その他
十六ビジネスサービス株式会社	岐阜市中竹屋町34番地	事務受託業務	百万円 10	100.00	—
株式会社十六総合研究所	岐阜市神田町7丁目12番地	調査・研究 業務	50	100.00	—
十六TT証券株式会社	岐阜市神田町7丁目12番地	金融商品 取引業務	3,000	60.00	—
株式会社十六カード	岐阜市神田町7丁目12番地	クレジット カード業務	55	49.77	—
十六リース株式会社	岐阜市神田町7丁目12番地	リース業務	102	49.81	—
十六コンピュータサービス株式会社	岐阜市神田町7丁目12番地	コンピュータ 関連業務	245	43.03	—
十六信用保証株式会社	岐阜市神田町7丁目12番地	信用保証業務	58	49.83	—

- (注) 1. 上記のほか、2021年4月1日付でNOBUNAGAキャピタルビレッジ株式会社（100%出資）を設立しております。
 2. 子会社等の資本金は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 3. 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。

⑦ 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

⑧ その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

① 会社役員 の 状況

(2020年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重 要 な 兼 職	そ の 他
村 瀬 幸 雄	(代 表 取 締 役) 取 締 役 頭 取	岐阜商工会議所 会頭	
池 田 直 樹	(代 表 取 締 役) 取 締 役 副 頭 取 (秘書室・経営管理部 担当)		
廣 瀬 公 雄	取締役常務執行役員 (企業支援部・事務部 担当)		(注) 3
白 木 幸 泰	取締役常務執行役員営業統括本部長 (営業統括本部・個人営業部・法人営業部・公務営業部・ 愛知営業本部・地方公共団体：岐阜県・岐阜市 担当)		(注) 4
石 黒 明 秀	取締役常務執行役員 (経営企画部・業務改革部 担当)		(注) 3、4
三 島 真	取締役常務執行役員 (リスク管理部・市場証券部・監査部 担当)		(注) 3、4
久 米 雄 二	取 締 役 (社 外 取 締 役)	株式会社トーエネック 特別顧問 株式会社名古屋証券取引所 社外取締役	(注) 1
浅 野 紀久男	取 締 役 (社 外 取 締 役)	明治安田ビルマネジメント株式会社 代表取締役社長	(注) 1
伊 藤 聡 子	取 締 役 (社 外 取 締 役)	積水樹脂株式会社 社外取締役 三谷産業株式会社 社外監査役	(注) 1
石 川 直 彦	常 勤 監 査 役		
内ヶ島 俊 介	常 勤 監 査 役		
石 原 真 二	監 査 役 (社 外 監 査 役)	石原総合法律事務所 所長 株式会社オータケ 社外取締役 (監査等委員) 矢作建設工業株式会社 社外取締役	(注) 1
吉 川 拓 雄	監 査 役 (社 外 監 査 役)	名古屋鉄道株式会社 取締役常務執行役員 株式会社名鉄プロパティ 代表取締役社長 株式会社名鉄マネジメントサービス 代表取締役社長	(注) 1、2

- (注) 1. 取締役久米雄二氏、浅野紀久男氏および伊藤聡子氏ならびに監査役石原真二氏および吉川拓雄氏につきましては、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 監査役吉川拓雄氏は、名古屋鉄道株式会社の財務部において財務・会計業務に従事するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 2020年10月1日付で次のとおり取締役の地位及び担当の異動がありました。

氏名	地位及び担当	
	新	旧
廣瀬公雄	取締役常務執行役員 (企業支援部・事務部 担当)	取締役常務執行役員 (リスク管理部・企業支援部・事務部・監査部 担当)
石黒明秀	取締役常務執行役員 (経営企画部・業務改革部 担当)	取締役常務執行役員 (経営企画部・業務改革部・市場証券部 担当)
三島真	取締役常務執行役員 (リスク管理部・市場証券部・監査部 担当)	取締役執行役員 事務部長

4. 2021年4月1日付で次のとおり取締役の担当の異動がありました。

氏名	地位及び担当	
	新	旧
白木幸泰	取締役常務執行役員営業支援本部長 (営業支援本部・リテール営業部・ソリューション営業部・地域創生部・愛知営業本部・地方公共団体：岐阜県・岐阜市 担当)	取締役常務執行役員営業統括本部長 (営業統括本部・個人営業部・法人営業部・公務営業部・愛知営業本部・地方公共団体：岐阜県・岐阜市 担当)
石黒明秀	取締役常務執行役員 (経営企画部・デジタル改革部 担当)	取締役常務執行役員 (経営企画部・業務改革部 担当)
三島真	取締役常務執行役員 (リスク管理部・市場運用部・業務監査部 担当)	取締役常務執行役員 (リスク管理部・市場証券部・監査部 担当)

事 業 報 告

5. 当行は執行役員制度を導入しております。執行役員（取締役を兼務する執行役員を除く。）は次のとおりであります。

(2020年度末現在)

氏 名	地 位	担 当
所 孝 一	常 務 執 行 役 員	愛知営業本部長兼営業統括副本部長
大 野 悦 朗	常 務 執 行 役 員	営 業 統 括 副 本 部 長
藤 井 茂 樹	執 行 役 員	本 店 営 業 部 長
杉 野 裕 晃	執 行 役 員	大 垣 支 店 長
新 実 努	執 行 役 員	企 業 支 援 部 長
楠 井 宏 和	執 行 役 員	経 営 管 理 部 長
児 玉 英 司	執 行 役 員	経 営 企 画 部 長
豊 田 正 康	執 行 役 員	名 古 屋 営 業 部 長
吉 村 文 孝	執 行 役 員	岡 崎 支 店 長
澤 田 大 輔	執 行 役 員	事 務 部 長

② 会社役員に対する報酬等

① 取締役および監査役の報酬等の総額

(単位：百万円)

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数 (人)
		固定報酬 (確定金額報酬)	業績連動型報酬	株式報酬型 ストック・オプション	
取締役 (うち社外取締役)	353 (16)	243 (16)	90 (—)	20 (—)	10 (3)
監査役 (うち社外監査役)	48 (9)	48 (9)	— (—)	— (—)	6 (3)

(注) 上記には、2020年6月19日開催の第245期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および監査役2名(うち社外監査役1名)に対する報酬等が含まれております。

② 業績連動型報酬に関する事項

業績連動型報酬は、毎年度の業績向上への貢献意欲を高めることを目的とし、確定金額報酬とは別枠で、当期純利益を業績指標として次表のとりの金額の範囲内で支出しております。当事業年度を含む当期純利益の推移は、「[1](#) 当行の現況に関する事項 [2](#) 財産及び損益の状況」に記載のとおりです。

＜業績連動型報酬枠＞

当期純利益水準	報酬枠
20億円以下	—
20億円超 ～ 40億円以下	30百万円
40億円超 ～ 60億円以下	40百万円
60億円超 ～ 80億円以下	50百万円
80億円超 ～ 100億円以下	60百万円
100億円超 ～ 120億円以下	70百万円
120億円超 ～ 140億円以下	80百万円
140億円超 ～ 160億円以下	90百万円
160億円超	100百万円

③ 株式報酬型ストック・オプションの内容

株式報酬型ストック・オプションは、取締役が当行株式の株価上昇によるメリットならびに株価下落によるリスクを株主のみならずと共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲をより強固なものとし、株主重視の経営意識を一層高めることを目的として割当てを行っております。

当該株式報酬型ストック・オプションの内容は、以下の記載のとおりです。

新株予約権の数	1,174個
新株予約権の目的である株式の種類および数	普通株式11,740株
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2020年7月23日から2050年7月22日まで
新株予約権の行使の条件	イ. 新株予約権者は、当行の取締役または執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。 ロ. 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から1年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
新株予約権の譲渡制限	譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要するものとする。
新株予約権の取得に関する事項	イ. 権利行使前に、新株予約権の行使の条件等の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当行は無償で取得することができる。 ロ. 当行が消滅会社等になる合併等の際に、当行は無償で取得することができる。

④ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2013年6月27日開催の第238期定時株主総会における決議に基づき、取締役に対する報酬等は、イ. 役割や責任に応じて月次で支出する「確定金額報酬」、ロ. 単年度の業績等に応じて支出する「業績連動型報酬」、ハ. 中長期の企業価値向上と株価上昇への意欲や士気を高めるための「株式報酬型ストック・オプション」の3つの構成としております（当該決議に係る株主総会終結時点の取締役は11名）。

また、監査役報酬については、中立性および独立性を高めるため、「確定金額報酬」のみとしております（当該決議に係る株主総会終結時点の監査役は4名）。

イ. 取締役の確定金額報酬の合計額は年額330百万円を上限と決議しております。監査役の確定金額報酬は年額80百万円以内と決議しております。

ロ. 業績連動型報酬は、確定金額報酬とは別枠で、上記②の表のとおり金額の範囲内で支出することと決議しております。

ハ. 株式報酬型ストック・オプションは、確定金額報酬および業績連動型報酬とは別枠で、新株予約権を年額80百万円以内の範囲で、新株予約権の総数4,000個を1年間の上限として割り当てることと決議しております。目的となる株式の種類及び数は当行普通株式40千株を1年間の上限とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は10株としております（目的となる株式の種類および数には、2017年10月1日付で行った普通株式10株を1株とする株式併合を助案した株式数を記載しております。）

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当行は、2015年11月11日開催の取締役会において、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」に基づく方針として、「取締役の報酬等の決定に関する方針」（以下、「決定方針」）を決議いたしました。

ロ. 決定方針の内容の概要

取締役会は、株主総会で決議された額の範囲内で、報酬の透明性、公正性および客観性を確保するため、経営諮問会議への諮問を経て、取締役の報酬等を決定することとしております。社外取締役を除く取締役の報酬等は、業務の執行および経営の監督機能を十分に発揮できる取締役として相応しいものとする事とし、役割および責任に応じて支給する「確定金額報酬」とするほか、当行の持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう「業績連動型報酬」ならびに、中長期の企業価値向上等への意欲および士気を高めるための「株式報酬型ストック・オプション」を支給することができるとしております。社外取締役については、社外者としての経営の監督機能に留意し、「業績連動型報酬」および「株式報酬型ストック・オプション」の支給をしないこととしております。

ハ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容については、報酬の透明性、公正性および客観性を確保するため、経営諮問会議への諮問を経ており、取締役として相応しく、役割および責任に応じた報酬等となっていることから、決定方針に則った内容であると判断しております。

③ 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
久米雄二	会社法第423条第1項に基づく損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項第1号ハに定める額を責任限度額とする契約を締結しております。
浅野紀久男	
伊藤聡子	
石原真二	
吉川拓雄	

④ 補償契約

該当事項はありません。

⑤ 役員等賠償責任保険契約に関する事項

該当事項はありません。

3 社外役員に関する事項

① 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
(社外取締役) 久米雄二	株式会社トーエネック 特別顧問 株式会社名古屋証券取引所 社外取締役
(社外取締役) 浅野紀久男	明治安田ビルマネジメント株式会社 代表取締役社長
(社外取締役) 伊藤聡子	積水樹脂株式会社 社外取締役 三谷産業株式会社 社外監査役
(社外監査役) 石原真二	石原総合法律事務所 所長 株式会社オータケ 社外取締役 (監査等委員) 矢作建設工業株式会社 社外取締役
(社外監査役) 吉川拓雄	名古屋鉄道株式会社 取締役常務執行役員 株式会社名鉄プロパティ 代表取締役社長 株式会社名鉄マネジメントサービス 代表取締役社長

(注) 社外役員が兼職している他の法人等と当行との間には、特別な関係はありません。
なお、株式会社トーエネック、矢作建設工業株式会社および名古屋鉄道株式会社と当行の間には、一般の取引と同様の条件による貸出取引があります。

② 社外役員の子な活動状況

氏名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
(社外取締役) 久米雄二	2018年6月22日 ～ 2021年3月31日	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回すべてに出席しました。	民間企業での経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当行の取締役会において、議案・報告等につき、経営上有用な意見・助言を行いました。また、当行の経営陣幹部の人事等を審議する人事諮問委員会委員長、報酬等を審議する報酬等諮問委員会委員を務め、当該事業年度の上記各委員会すべて(3回)に出席することなどにより、取締役会における意思決定の透明性・公平性の一層の確保に貢献するとともに、独立した客観的立場から経営陣の監督に努めました。
(社外取締役) 浅野紀久男	2019年6月21日 ～ 2021年3月31日	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回すべてに出席しました。	金融関連分野における豊富な経験と幅広い見識に基づき、当行の取締役会において、経営上有用な意見・助言を行いました。また、当行の経営陣幹部の人事等を審議する人事諮問委員会委員、報酬等を審議する報酬等諮問委員会委員長を務め、当該事業年度の上記各委員会すべて(3回)に出席することなどにより、取締役会における意思決定の透明性・公平性の一層の確保に貢献するとともに、独立した客観的立場から経営陣の監督に努めました。
(社外取締役) 伊藤聡子	2020年6月19日 ～ 2021年3月31日	当事業年度開催の取締役会13回のうち在任期間中の10回すべてに出席しました。	情報報道番組キャスターや大学教授としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当行の取締役会において、経営上有用な意見・助言を行いました。また、当行の経営陣幹部の人事等を審議する人事諮問委員会、報酬等を審議する報酬等諮問委員会の委員を務め、当該事業年度の上記各委員会3回のうち2回に出席することなどにより、取締役会における意思決定の透明性・公平性の一層の確保に貢献するとともに、独立した客観的立場から経営陣の監督に努めました。
(社外監査役) 石原真二	2018年6月22日 ～ 2021年3月31日	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回すべてに、また、当事業年度開催の監査役会13回のうち13回すべてに出席しました。	弁護士としての豊富な経験、幅広い知識と高い見識に基づき、取締役の職務執行の適法性に関する監査を的確、公正に遂行し、経営上有用な意見・助言を行いました。また、監査役会の場において、弁護士としての専門的見地から、当行のコンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行いました。
(社外監査役) 吉川拓雄	2020年6月19日 ～ 2021年3月31日	当事業年度開催の取締役会13回のうち在任期間中の10回すべてに、また、当事業年度開催の監査役会13回のうち在任期間中の9回すべてに出席しました。	民間企業にて財務や人事など経営の中核業務における豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役の職務執行の適法性に関する監査を的確、公正に遂行し、経営上有用な意見・助言を行いました。また、監査役会の場において、民間企業の経営者としての見地から、当行のコンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行いました。

③ 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6人	26	—

(注) 上記には、2020年6月19日開催の第245期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。

④ 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当行の株式に関する事項

① 株 式 数	発行可能株式総数	46,000千株
	発行済株式の総数	37,924千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

② 当年度末株主数	20,532名
-----------	---------

③ 大 株 主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,959 千株	5.24 %
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,865	4.99
十六銀行従業員持株会	1,157	3.09
株式会社三菱UFJ銀行	1,019	2.72
フジパングループ本社株式会社	959	2.56
明治安田生命保険相互会社	925	2.47
損害保険ジャパン株式会社	863	2.31
東京海上日動火災保険株式会社	592	1.58
セイノーホールディングス株式会社	559	1.49
株式会社名古屋銀行	534	1.43

(注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式(551千株)を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

④ 役員保有株式

当事業年度中に、当行が役員に対して交付した当行株式はありません。

5 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 園生裕之 指定有限責任社員 鈴木晴久 指定有限責任社員 石原由寛	67	(報酬等について監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由) 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、監査報酬の見積根拠などが適切であるかについて確認し検討を行った結果、会計監査人の報酬の額について同意いたしました。 (対価を伴う非監査業務の内容) ・CVA等の影響度評価に関する助言業務

(注) 1. 上記監査法人に当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、82百万円であります。

2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、「当該事業年度に係る報酬等」には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬額を含めております。

② 責任限定契約

該当事項はありません。

③ 補償契約

該当事項はありません。

④ 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が、会社法第340条第1項に定める解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合には、監査役全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合のほか、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

計 算 書 類

第246期末(2021年3月31日現在)貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
現金預け	944,717
現金預け	62,332
商預品	882,384
商商有品	290
商商有品	263
商商有品	27
現金預け	7,011
現金預け	1,572,153
現金預け	258,073
現金預け	480,453
現金預け	291,087
現金預け	160,813
現金預け	381,726
現金預け	4,509,863
現金預け	11,765
現金預け	93,957
現金預け	4,065,286
現金預け	338,854
現金預け	7,986
現金預け	7,033
現金預け	501
現金預け	451
現金預け	76,756
現金預け	251
現金預け	289
現金預け	3,800
現金預け	1,477
現金預け	6,569
現金預け	1,602
現金預け	62,765
現金預け	54,756
現金預け	10,533
現金預け	41,039
現金預け	4
現金預け	3,178
現金預け	5,290
現金預け	2,100
現金預け	358
現金預け	2,385
現金預け	446
現金預け	6,723
現金預け	14,443
現金預け	△23,496
資産の部合計	7,176,495

科 目	金 額
(負債の部)	
預金	6,089,791
当座預金	445,586
普通預金	3,448,475
貯蓄預金	99,017
通定預金	40,894
その他預金	1,977,292
譲渡債権	78,523
債券	48,100
借入金	126,700
借入金	29,671
借入金	445,092
借入金	445,092
借入金	1,089
借入金	816
借入金	273
借入金	24,540
借入金	153
借入金	5,020
借入金	937
借入金	1,752
借入金	2,534
借入金	9,791
借入金	2,164
借入金	203
借入金	1,982
借入金	1,110
借入金	6,079
借入金	633
借入金	640
借入金	16,895
借入金	6,546
借入金	14,443
借入金	6,811,335
(純資産の部)	
資本	36,839
資本	47,827
資本	47,815
資本	11
資本	209,773
資本	20,154
資本	189,619
資本	0
資本	172,700
資本	16,919
資本	△1,537
資本	292,902
資本	59,063
資本	258
資本	12,766
資本	72,088
資本	169
資本	365,160
負債及び純資産の部合計	7,176,495

計算書類

第246期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金	額
経	常		79,066
資	金	51,287	
	貸有	38,725	
	預	12,115	
	受	△0	
	役	350	
	そ	96	
		15,511	
		4,509	
		11,001	
		5,953	
		1,051	
		4,387	
		15	
		498	
		6,313	
		0	
		5,429	
		131	
		752	
経	資		56,565
	預	465	
	讓	375	
	コ	8	
	売	△7	
	債	△117	
	借	1	
	金	142	
	所	40	
	得	22	
	役	5,612	
	そ	829	
		4,782	
		4,368	
		3	
		2,497	
		1,654	
		214	
		40,069	
		6,049	
		3,892	
		877	
		2	
		1,276	
経	特		22,500
	固	74	
	減	2,005	
	引		2,079
	人		
	税	7,369	
	法	△1,055	
	法		20,420
	当		
			6,313
			14,106

第246期末(2021年3月31日現在)連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
現金預け金	947,015
商品有価証券	290
金銭の信託	12,311
有価証券	1,558,599
貸出金	4,481,149
外国為替	7,986
リース債権及びリース投資資産	57,217
その他の資産	104,968
有形固定資産	59,414
建物	10,907
土地	43,327
建設仮勘定	4
その他の有形固定資産	5,175
無形固定資産	7,582
ソフトウェア	2,422
ソフトウェア仮勘定	358
のれん	4,097
その他の無形固定資産	703
退職給付に係る資産	12,428
繰延税金資産	690
支払承諾見返	14,571
貸倒引当金	△25,852
資産の部合計	7,238,375

科 目	金 額
(負債の部)	
預金	6,072,473
譲渡性預金	28,100
売現先勘定	126,700
債券貸借取引受入担保金	29,671
借用金	467,151
外国為替	1,089
その他の負債	61,177
賞与引当金	1,415
役員賞与引当金	24
退職給付に係る負債	6,239
役員退職慰労引当金	5
睡眠預金払戻損失引当金	633
偶発損失引当金	825
特別法上の引当金	5
繰延税金負債	18,734
再評価に係る繰延税金負債	6,546
支払承諾	14,571
負債の部合計	6,835,365
(純資産の部)	
資本	36,839
資本剰余金	53,395
利益剰余金	224,570
自己株式	△1,537
株主資本合計	313,268
その他有価証券評価差額金	59,290
繰延ヘッジ損益	258
土地再評価差額金	12,766
退職給付に係る調整累計額	3,993
その他の包括利益累計額合計	76,308
新株予約権	169
非支配株主持分	13,263
純資産の部合計	403,009
負債及び純資産の部合計	7,238,375

連結計算書類

第246期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		111,346
資金運用収益	51,075	
貸出金利息	38,766	
有価証券利息配当金	11,845	
コールローン利息及び買入手形利息	△0	
預け金利息	350	
その他の受入利息	113	
役員取引等収益	21,244	
その他業務収益	32,740	
その他経常収益	6,286	
償却債権取立益	2	
その他の経常収益	6,284	
経常費用		86,738
資金調達費用	536	
預金利息	375	
譲渡性預金利息	7	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△7	
売現先利息	△117	
債券貸借取引支払利息	1	
借入金利息	207	
その他の支払利息	68	
役員取引等費用	5,653	
その他業務費用	27,542	
営業経費用	46,808	
その他経常費用	6,198	
貸倒引当金繰入額	4,004	
その他の経常費用	2,193	
経常利益		24,608
特別損失		2,083
固定資産処分損失	75	
減損損失	2,005	
金融商品取引責任準備金繰入額	3	
税金等調整前当期純利益		22,524
法人税、住民税及び事業税	8,108	
法人税等調整額	△939	
法人税等合計		7,169
当期純利益		15,355
非支配株主に帰属する当期純利益		632
親会社株主に帰属する当期純利益		14,722

独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

株式会社 十六銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 園生裕之 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木晴久 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石原由寛 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社十六銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第246期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

株式会社 十六銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 園生裕之 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木晴久 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石原由寛 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社十六銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社十六銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第246期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、その構築及び運用の状況を確認いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月12日

株式会社 十六銀行 監査役会

常勤監査役 石川 直彦 ㊦
 常勤監査役 内ヶ島 俊介 ㊦
 社外監査役 石原 真二 ㊦
 社外監査役 吉川 拓雄 ㊦

以上

株主総会開催場所ご案内略図



JR東海道本線

岐阜駅

徒歩 約10分

名鉄名古屋本線、名鉄各務原線

名鉄岐阜駅

徒歩 約2分

名鉄岐阜バス 各停留所

徒歩 約2~3分

場所

〒500-8516 岐阜市神田町8丁目26番地

株式会社 十六銀行
本店3F会議室

TEL 058-265-2111 (代表)

交通

- ・ 本年は、株主さまへのお土産の配布、飲食物のご提供は取りやめさせていただきます。
- ・ 新型コロナウイルス感染回避のため、事前に郵送、インターネットにて議決権を行使いただき、株主総会へのご来場の自粛をお願い申し上げます。
- ・ 体調不良と見受けられる株主さまには、ご入場をお断りする場合がございます。また、満席の際には、ご入場をお控えいただく場合がございます。
- ・ 総会当日までの感染拡大の状況により、本総会の開催・運営に関して大きな変化が生じる場合は、当行ホームページ (<https://www.juroku.co.jp/>) でお知らせします。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



環境に配慮した植物油インキを使用しています。